

(1) 平成27年第3回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第107号	川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第109号	久末小学校校舎改築その他工事請負契約の締結 について	可決 (全会一致)

議案審査：6月26日（金）総務委員会

◆議案第107号

《主な質疑・答弁等》

なし

《意見》

なし

《審査結果》

全会一致可決

◆議案第109号

《主な質疑・答弁等》

なし

《意見》

なし

《審査結果》

全会一致可決

(2) 平成27年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	廣田議員	第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」について	5
			中学生死亡事件を受けて教育委員会が果たす役割について	6
			本市中学校の生徒死亡事件に対する取組みについて	7
			中学校給食の取組状況について	8
			寺子屋事業について	9
			2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について	10
			選挙権年齢の引下げについて	11
	公明党	沼沢議員	県費による教職員の給与支払いについて	13
			18歳選挙権について	13
			子どもの貧困対策について	14
			中学校給食について	15
			学校インターンシップについて	16
			特別支援級の教員配置について	17
			特別支援学校等、障害児への教育について	17
	民主みらい	岩隈議員	中学生殺害事件について	18
			学校図書館司書について	19
			若者の政治参加の拡大について	20
	共産党	石田議員	少人数学級について	21
			中学校給食について	23
			学校司書について	24

	会 派	議員名	内 容	頁
一 般 質 問	自民党	末永議員	川崎市立中学校の生徒死亡事件について	27
		山崎議員	伝統文化の普及促進について	37
		吉沢議員	全ての女性が輝く社会について	43
		矢沢議員	橘樹官衙遺跡群について	57
		松原議員	教師の家庭訪問について	62
			教育委員会事務局が教育局になることについて	64
		廣田議員	学校給食について	70
		青木議員	橘樹官衙遺跡群について	72
	教員ならびに職員の離職について		72	
	公明党	川島議員	子どもの貧困対策について	35
		田村議員	教育環境の整備について	43
		浜田議員	スクールソーシャルワーカーについて	51
		かわの議員	生ごみ減量の取り組みについて	53
		山田（晴） 議員	人権かわさきイニシアチブについて	58
			図書カウンター等の拡充について	59
		後藤議員	中学校給食について（東橋中の自校方式の取り組み）	66
		沼沢議員	学校AEDについて	74
	書籍等販売方法について		75	
	民主みらい	押本議員	主権者教育について	25
		木庭議員	選挙について	29
			シビックプライドの醸成について	29
発達障害に対する啓発について			31	
中学校給食について			31	
露木議員		県費教職員の移管問題と教職員の多忙化解消について	44	
		児童生徒の支援の充実について	45	
	学校体制の充実について	46		

	飯塚議員	県立図書館について	54
	山田（益） 議員	川崎市備蓄計画について	60
	岩隈議員	総合教育会議・教育大綱・教育委員会について	76
共産党	市古議員	教師の多忙化に関連して	34
	勝又議員	教育環境改善について	46
		学校司書について	50
	井口議員	多摩市民館の出張講座について	53
	大庭議員	下小田中小学校校舎等の増築について	55
	石田議員	公立学校の学習環境改善について	67
	片柳議員	ブラック企業・ブラックバイトについて	73
	佐野議員	子どもをとりまく環境の改善について	77
生涯学習の拠点確保について		80	
無所属	添田議員	小中学生の朝食の摂取状況について	36
	月本議員	シチズンシップ教育について	38

## ■ 代表質問（6月24日）自民党 ■

### ◆ 第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」について

#### ◎質問

第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」について伺います。

いじめや不登校に見るまでもなく、昨今の子供を巡る状況は複雑かつ多様化するとともに従来の想定を超える事態への対処等、教育現場の葛藤は計り知れません。相次ぐ痛ましい事件を見るに教育に課せられた責任は大きく、その重要性は増すばかりです。

本市における中学生死亡事件後の世論の動向を受けて成人年齢と少年法の適用年齢の引き下げを巡る議論がわが党内において開始されました。児童生徒を育めた教師は権利侵害で罰せられても教師に対して暴力をふるった生徒は罰せられない教育現場の現状を憂慮する声も聞こえて参ります。全国に先駆けて子どもの権利条例を制定した本市ですが、行き過ぎた権利教育が教育現場にもたらす負の側面はないのか、本市における対教師暴力と生徒間暴力器物破損等の実態と現状認識を教育委員長に伺います。

#### ◎答弁（教育委員長）

本市における対教師暴力と生徒間暴力、器物損壊の実態でございますが、過去5年間の発生件数の推移を見ますと、いずれも減少傾向でございます。

問題行動の未然防止に関しましては、問題行動が発生した時の指導や対応に留まらず、日頃から子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力を高めることが大切であると捉えております。

さらに、子どもの権利につきましては、自分の権利が尊重されるためには、他者の権利を尊重するという、権利の相互尊重を理解させることが大切であると考えておりますので、今後も人権尊重教育を適切に推進していくことが重要であると認識しております。

#### ◎再質問

・小中高等学校における暴力行為の発生件数の過去5年間の推移を見ると「いずれも減少傾向でございます」との教育委員長の答弁でしたが、何を悠長なことを言っているのでしょうか。実態と現状認識について質問したその答弁が「減少傾向にある」とは認識が甘すぎると言わざるを得ません。

それでは、教育長に具体的に伺います。

本市における小中高等学校における暴力行為の発生件数と児童・生徒1,000人当りの発生件数について伺います。併せて暴力行為により被害者が病院等で治療した件数を伺います。また、暴力行為が発生した学校数、及び学校外で暴力行為を起こした児童・生徒が在籍する学校数並びに全学校数に占める割合について伺います。

また、小中高等学校における加害児童生徒数を男女別に伺います。

加害児童生徒のうち学校が何らかの措置をとった児童生徒数についても伺います。さらに、関係機関により何らかの措置がとられた児童生徒数及び加害児童生徒に対する学校の対応における「連携した機関等」について伺います。以上を踏まえ児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の撲滅については「川崎教育プラン」にはどのように反映されているのか伺います。

## ◎答 弁

はじめに、本市における小中高等学校における器物損壊を含めた暴力行為の発生件数といたしましては、平成25年度調査結果では、385件となっており、児童・生徒1,000人あたりの発生件数は、全国が4.3件に対し、本市は3.7件の状況でございます。

また、暴力行為により、被害者が病院等で治療した件数は、117件でございます。暴力行為が発生した学校数は53校であり、全学校数に占める割合は31.3%でございます。また、男女別加害児童生徒数でございますが、のべ数で男子353名、女子49名となっております。加害児童生徒に対する学校の対応において連携した関係機関といたしましては、警察署、県警少年相談・保護センター、児童相談所、横浜家庭裁判所川崎支部等でございます。

次に、問題行動に対する児童生徒指導についての「かわさき教育プラン」への反映につきましては、「かわさき教育プラン」の基本政策のⅢ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」において、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施してまいります。

小学校におきましては、児童支援コーディネーターを活用して、校内支援体制の充実を図っており、また中学校におきましても、生徒の抱える課題の背景が多様化していることから、生徒指導担当教諭と特別支援教育コーディネーターとの連携の推進を図っているところでございます。

これらの取組を通して、一人ひとりの教育的ニーズを的確に見極め、関係機関との連携を強化するなどして、児童生徒指導の充実を図ることで問題行動の未然防止をしていくことが重要であると考えております。

また、基本政策のⅡ「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」におきましては、思いやり・公德心・生命尊重等の「道徳教育」、「人権尊重教育」等の総合的な推進を図り、他者や社会とのよりよい関係を築きながら、命の大切さを実感させる『いのち・心の教育』をすべての教育活動の基盤として、豊かな心を育む教育の推進を図ってまいります。

児童生徒指導上の諸問題に対し、こうした取組を着実に推進することにより、児童生徒の健全育成を図ってまいりたいと考えております。

## ◆ 中学生死亡事件を受けて教育委員会が果たす役割について

### ◎質 問

・このたび、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局の検証委員会報告書が提出されましたが、家庭の責任を問う声も少なくありません。介入せざるを得ない場面で保護者から拒絶されたり、その介入の判断に悩む教師の葛藤は筆舌に尽くしがたく、一方では現場の些細な出来事も扇情的に喧伝され吹聴されることが更なる学校の閉鎖性に繋がる悪循環に陥っています。保護者や家庭、地域との関係の希薄化が招く弊害と改善に向けて教育委員会が果たすべき役割をどのように認識しているのか教育委員長に見解を伺います。

### ◎答 弁（教育委員長）

・教育委員会では、これまでも学校・家庭・地域の連携を推進し、関係機関・関係団体の協力を得ながら地域における教育力の向上に努めてきたところでございます。

一方、仕事や子育ての多忙さ等により、PTA活動や地域の活動への参加に困難さを抱えているご家庭があるということも認識しておりますので、学校が家庭・地域と今まで以上に豊かな関係を築いていけるよう、PTAや地域教育会議を含めた地域の各団体の方々と共に、それぞれの地

域性に合った取組を推進することが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、各区・教育担当が、学校訪問をするなど、それぞれの取組が一層充実したものとなるよう、適切な支援を進めていくことが大切な役割であると考えているところでございます。

#### ◆ 本市中学校の生徒死亡事件に対する取組みについて

##### ◎質問

・文部科学省から通知された「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」によれば、「連続欠席等により『被害のおそれ』が生じたときの早期対応」として、「不登校」や「長期欠席傾向」の児童・生徒への学校対応に関して「指針」が提示されています。とりわけ「病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする」と具体的な期限を示し、「7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする」、と設置者への報告も求めています。その上で「いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある」とありますが、本通知をふまえての総合的な見解を伺います。

・また、新聞報道等では、担当教諭が被害生徒の母親と連絡を取っていたとされていたことや本通知をふまえて、本市として今後「不登校」や「長期欠席傾向」の児童・生徒への状況を把握するために、いかなる情報集約体制を構築するのか伺います。

・また、小学校では専任化された児童支援コーディネーター、中学校では特別支援コーディネーターや生徒指導担当教諭などが置かれていますが、本事件をふまえて児童生徒指導体制の見直しについての見解を伺います。

・また、このたび、本市教育委員会と神奈川県警察本部との間に相互連携に係る協定書が締結されることになりました。これまでも学校現場と警察との間で連携が図られてきたはずですが、今回の事件を受けて浮かび上がった課題を伺います。

・また、今回の覚書の締結により何がどう改善されるのか。仮に覚書を締結しても相互の信頼関係なくしては十分な連携が図れるものではありません。十分な連携を図る為の方策と連携を図る上で教育委員会が果たすべき役割を伺います。

##### ◎答弁

・不登校や長期欠席傾向の児童生徒について、教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築することは重要であるととらえております。とりわけ、「正当な事由なく連続して欠席し連絡が取れない児童生徒」に対して、早期に組織的な対応を進めていく必要があると考えているところでございます。

今回の事件におきましては、学校が家庭に対して連絡を取る努力は重ねたものの、生徒本人と直接対面することができなかったことは課題であると受け止めております。

こうしたことから、本市におきましては、各学校と教育委員会の連携の一層の強化を図るため、学校が校務支援システム等を利用し、「連続欠席3日以上となった児童生徒」、「欠席3日以内でも、遅刻・早退を繰り返している児童生徒」の状況について、区・教育担当へ報告する取組を開始いたしました。このことにより、各学校では、欠席が続き始めた児童生徒の初期の段階を把握し、

不登校の未然防止に役立てることが可能となり、また、区・教育担当は、各学校が対応している児童生徒への取組を把握することができ、学校訪問等での支援が可能となる体制を構築したところでございます。

・各学校におきましては、これまでの児童生徒指導体制を点検し、必要に応じた見直しを図り、児童生徒理解に基づいた、より実効性の高い支援体制づくりを推進していくことが重要であると考えているところでございます。

小学校におきましては、特別支援教育コーディネーターの機能を拡充させ、児童指導と教育相談のスキルを合わせ持った児童支援コーディネーターを設置し、校内支援体制の構築を推進しているところでございます。児童の課題を早期発見して、全教職員の共通理解を図り、チーム支援による対応をコーディネートすることで、児童の課題や困り感が解消され则认为しております。中学校におきましても、生徒の抱える課題の背景が多様化していることから、生徒指導担当教諭と特別支援教育コーディネーターとの連携の推進を図っているところでございます。一人ひとりの教育的ニーズを的確に見極め、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの有効活用につなげたり、関係機関との連携を強化するなど、組織的に対応していくことが重要であると考えています。

・はじめに、今回の事件を受けての課題についてでございますが、これまで本市では、学校・教育委員会と警察の連携の機会といたしましては、川崎市学校警察連絡協議会において、全市的な非行の傾向についての情報共有、非行の未然防止の取組や、講演などの研修等を行ってまいりました。また、市内8警察署ごとの地区学校警察連絡協議会において、地域の犯罪の傾向や各学校の実情などの情報交換を行うなど、学校・教育委員会と警察の連携を児童生徒指導に活かしてきたところでございます。

しかしながら、今回の事件をはじめ、昨今の社会情勢の急激な変化とともにSNSの普及や、これに伴う児童生徒指導案件の広域化などにより、これまでの手法では対応できない複雑な事案が発生しておりますので、現在の児童生徒を巡る問題に適切に対応するため、関係機関とのより緊密な連携がこれまで以上に必要となっているところでございます。

次に、協定の締結の効果についてでございますが、以前では情報収集、情報提供が難しかった事案についても学校と警察が連携して児童生徒の立ち直り支援が図れるものと考えております。また、児童生徒の非行防止や犯罪からの被害の防止を図るためには、児童生徒の個々の状況に基づいたきめの細かい支援が必要でございますので、この協定により個別に対応するための情報共有について、ルールが明確化されるものでございます。

次に、学校と警察のさらなる連携についてでございますが、これまで50年以上に及び本市学校警察連絡協議会などにおいて培われてきた信頼関係を基盤としながら、これから構築される連携制度の効果的な運用につつまして、児童生徒の安全な生活と健全な成長のための、学校・教育委員会と警察との情報共有が適切になされるよう、取り組んでまいります。

## ◆ 中学校給食の取組状況について

### ◎ 質 問

・本市においては、これまでに児童生徒及び保護者へのアンケート調査や早期全校実施に向けた検討が進み、昨年10月に「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定、翌1月に修正版が公表されましたが、予定が変更された理由を伺います。



- ・また、中学校完全給食実施にむけた市長の決意を改めて伺います。
- ・また、南部、中部、北部それぞれの学校給食センターの応募、入札状況について伺います。

#### ◎答 弁

・はじめに、学校給食センター整備等事業に係るスケジュールの見直しについてでございますが、同事業につきましては、昨年11月に、いわゆるPFI法に基づく実施方針を公表し、同法に基づき民間事業者から当該実施方針等に関する御質問・御意見をいただいたところでございます。その際、民間事業者からは、昨今の建設需要の逼迫、建設人材・建設資材の不足等の状況により、事業スケジュールの見直しについて、御意見・御提案を数多くいただいたことから、中学校完全給食の早期実施を、より確実に実現可能とするため、本年1月に事業スケジュールの見直しを行ったものでございます。

・次に、入札状況についてでございますが、現在までに3箇所全ての学校給食センター整備等事業の入札公告を行ったところでございまして、それぞれ複数のグループから入札参加表明をいただいたところでございます。

#### ◎答 弁（市長）

・中学校完全給食につきましては、子育て世代の働き方の多様化などにより、子育て環境の整備の視点におきましても、大きな効果があると考えております。

また、心身ともに成長期にある中学生にとりまして、栄養バランスに配慮された給食は、心身の望ましい発達や健康管理の面からも、大きな意義があると考えております。

中学校給食の実施は、食育の観点から学校給食を生きた教材として、食育をさらに推進するきっかけとなり、生徒が自分自身の食生活を管理する能力の大切さを学び、健全な食生活を身に付けることに繋がるものと考えております。

この間、学校給食センターの整備につきまして、社会情勢等によりスケジュールの変更等がございましたが、引き続き、安全・安心で温かく、美味しい、そして何よりも実施して良かったと市民の皆様に思っていただける「中学校完全給食」の早期実施を目指して、取り組んでまいります。

#### ◆ 寺子屋事業について

##### ◎質 問

・本事業は市長の肝いりで昨年度からスタートした事業ですが、この一年間の総括を伺います。

・また、昨年度に比べて今年度は実施対象校が大幅に増えていますが、来年度の本格実施に向けて死角はないのか、現状の課題とこれまでの成果とともに本年度の具体的な取組内容を伺います。

##### ◎答 弁

・本事業は、地域全体で子どもの育ちを支える環境を醸成していくとともに、多世代で学び合う生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、平成26年度からスタートした事業でございまして、昨年度は7月に中原小学校で最初の寺子屋を開講して以来、市内で8箇所の寺子屋を開講いたしました。

各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を実施してまいりましたが、非常に多くの参加がございまして、保護者の皆様の関心やニーズが高い事業で

あると実感しているところでございます。

本年1月に実施した学習支援への参加児童と保護者へのアンケートにおきましても、「親や先生以外の大人と話げできた」と回答した児童が8割以上、「勉強が好きになった」と回答した児童が7割以上、「寺子屋の取組は思っていた通りだった」と回答した保護者が7割以上となっており、本事業実施の手ごたえを感じているところでございます。

本事業の課題につきましては、非常に多くの参加申込みがございますことから、放課後週1回の学習支援について、第1週は1年生、第2週は2年生などと学年を区切って実施しているところが多く、より十分な学習支援を行える体制づくりが必要であると考えております。

また、保護者の皆様からは「わが子が通う学校でも実施してほしい」との声も多く寄せられておりますので、寺子屋事業の拡充に向けた取組を着実に進めていく必要があるものと認識しているところでございます。

今年度は、昨年度開講した8箇所に加え、この6月までに市内2箇所で新たな寺子屋が開講いたしました。さらに新たな寺子屋の開講に向けて、地域の団体や学校との調整を図りながら、引き続き、寺子屋の運営を担っていただく人材の養成などを進めてまいります。

来年度の本格実施に向けまして、モデル期間中の事業の検証を行うとともに、寺子屋の取組を市民の皆様にご存知いただくためのフォーラムなども開催し、地域主体で子どもの育ちを支える本事業が市内のより多くの地域に広がっていくよう、取組を推進してまいります。

## ◆ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について

### ◎質問

・前回の大会におけるトップアスリートの活躍は当時の青少年に大きな影響を与えています。今回の大会を迎えるにあたり学校教育の中でどのように位置付けているのか、共生共働の観点から教育長に伺います。

・併せて取組内容についても伺います。

### ◎答弁

今回の大会開催は、障害を乗り越えて競技に臨むパラリンピアンの方の姿を児童生徒が間近に見ることを通して、障害への理解や障害のある方との共生・協働について学ぶ好機であると考えているところでございます。

パラリンピックの意義や、世界各国での障害者スポーツの現状を児童生徒に伝えるとともに、パラリンピアンと交流する機会等も計画し、大会終了後も一時的な関心事で終わることなく、日常生活などにおいて障害のある方と共に生きる態度の育成等に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

### ◎再質問

オリンピック・パラリンピック東京大会について「日常生活などにおいて障害のある方と共に生きる態度の育成に活かす」との答弁について再度伺います。

障害者雇用率について法定雇用率が定められています。国、地方公共団体は、2.3%であり、都道府県等の教育委員会は2.2%であります。本市における任命権者別の障害者雇用率を見ると、交通局が3.3%と最も高く、平均では2.32%であります。その中で雇用率が最も低いのは教育委員会の1.93%であります。障害者雇用率の現状について共生協働の観点からも教育長に見解を伺い

ます。

また、教育現場における障害者雇用についての考えを伺います。併せて法定雇用率2.25%達成に向け、今後の達成の見込みはあるのか伺います。

#### ◎答 弁

平成26年度における教育委員会全体の障害者雇用率は1.93%でございますが、学校現場における障害者雇用推進の取組は、子どもたちに共生・協働の精神を育む点からも重要なことと認識しております。

本市の教員採用選考試験におきましては、「身体障害者特別選考区分」を設け、障害の種類や程度に応じて、拡大文字等による受験をはじめ、試験時間の延長、手話通訳者の配置などの配慮を行っているところでございます。

また、障害者雇用の推進を図るためには、障害のある教職員が働きやすい職場環境を整備していくことも、重要なことと考えております。

教育委員会といたしましては、学校管理職をはじめ所属の教職員が、障害の特性や配慮すべき事柄についての理解を深め、不安や悩みを相談しやすい雰囲気づくりを進めるなど、障害のある教職員が能力を発揮できるような職場環境づくりに取り組み、障害者雇用の推進に努めてまいります。

### ◆ 選挙権年齢の引下げについて

#### ◎質 問

・公布後一年間の周知期間を経て、施行されますが、民主主義社会における若者の政治参加意識を高め、国や社会の問題を自らの問題として捉え、行動を求めていく、所謂「主権者教育」の期間としての一年間となりますが、市内高校生に対してはどのような授業が行われるのか伺います。

- ・また、児童生徒への授業カリキュラムの変更はあるのか伺います。
- ・加えて、政治的中立性をどう担保していくのか、伺います。
- ・また、有権者となる高校生の学校における選挙活動について伺います。
- ・また、規制なく選挙活動が出来る場合に、教育上どのような問題点が考えられるのか伺います。

#### ◎答 弁

・将来の日本を担っていく子どもたちが、政治に関心を持ち、主体的に政治参加するよう意識を高めていくことは重要であると認識しております。

はじめに、市内高校生に対する授業についてでございますが、現在、市立高等学校では、有権者としての責任を自覚したり、政治の仕組みや役割について考えを深めたりする学習や選挙管理委員会の「ハイスクール出前講座」を活用し、選挙に関する様々な知識を身に付ける学習に取り組んでおります。こうしたこれまでの学習に加えて、今後は自分に与えられた一票の価値の重要性を知り、主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育てる指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、高校生に対する主権者教育の充実を図るとともに、主権者教育は小学校段階から計画的に指導する必要があると考え、各校種におけるガイドラインとなる指導資料を年度内に作成し、全ての市立学校に配付する予定でございます。この指導資料を活用

し、政治に参加する重要性を児童生徒に認識させるよう指導に努めてまいります。授業カリキュラムにつきましては、各学校が指導資料を参考にして教育課程に位置付けていくこととしております。

・次に、政治的中立性につきましては、教育基本法に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定められておりますので、これに基づいて各学校は適切な指導を行わなければならないと考えております。

・次に、高校生の選挙活動につきましては、活動の在り方に関する国の動向を注視するとともに情報の収集に努め、本市としての方向性を定めてまいりたいと考えております。その上で、高校生が政治活動として学校内、学校外でできること、してはならないこと等を明らかにし、市立高校に対し適切に指導してまいりたいと考えているところでございます。

## ■ 代表質問（6月24日）公明党 ■

### ◆ 県費による教職員の給与支払いについて

#### ◎質問

- ・2年後には本市に移管されますが、財源の手当てと不足分をどのように補うのか見解を伺います。
- ・県から移管される権限についても伺います。

#### ◎答弁

はじめに、県費負担教職員の市費移管につきましては、平成25年11月に指定都市所在道府県と指定都市において、国が地方財政措置を検討して、適切に講じることを前提に、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意し、実施されるものでございます。

神奈川県は平成24年度決算を基にした試算によりますと、本市におきましては個人住民税所得割2%の税源移譲では約29億円の不足が見込まれております。この不足額につきましては、合意の前提条件である国の財政措置が必要となるものでございますので、現在、国による適切かつ確実な財政措置が行われるよう、他の指定都市とも協調しながら、指定都市市長会、指定都市議長会及び指定都市教育委員・教育長協議会など様々な機会を通じ、国への要望活動を行っているところでございます。

次に、県から移管される権限についてでございますが、給与負担に併せて学級編制基準及び定数の決定権限が移譲されますので、本年3月に策定した「かわさき教育プラン」に基づく取組や学校現場での日常的な課題等を踏まえながら、移譲される権限の効果が学校現場に広く行き渡るよう活用方策等の検討を行い、権限移譲を契機とした、本市の学校教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

### ◆ 18歳選挙権について

#### ◎質問

- ・政府は、高校生の政治活動を禁止した1969年当時の文部省通達の見直す方針としていますが、どのような内容になると想定されるのか伺います。
- ・一部では、校外に限って集会やピラ配りなどの政治活動を認めるとか、原則自由論も出ています。各自治体教育委員会には、ガイドラインの作成が求められると考えますが取り組みを伺います。
- ・校内活動の取り扱いについて自治体ごとに異なることも考えられますが、見解を伺います。
- ・教育基本法では、特定政党に対する支持や反対のための政治教育を禁止していますが、高校の授業でどのように取り上げ、中立性を担保するのか、取り組みを伺います。
- ・主権者教育の重要性が指摘をされていまのすが見解を市長に伺います。

#### ◎答弁

はじめに、主権者教育のガイドラインについてでございますが、文部科学省が高校生を対象とした政治や選挙等に関する副教材を本年夏頃を目途に作成し、ホームページ等に掲載する予定と伺っております。これを踏まえ、本市といたしましては、高校生に対する主権者教育の充実を図るとともに、主権者教育は小学校段階から計画的に指導する必要があると考え、各校種における

ガイドラインとなる指導資料を年度内に作成し、全ての市立学校に配付する予定でございます。

次に、政治に係る校内活動の取り扱いにつきましては、1969年の文部省の通達「高等学校における政治的教養と政治活動について」の見直しが現在、進められていると伺っております。教育委員会といたしましては、その内容について情報の収集に努め、高校生が政治活動として学校内、学校外でできること、してはならないこと等を明らかにし、市立高校に対し適切に指導してまいりたいと考えております。

教育の政治的中立性につきましては、教育基本法に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定められておりますので、これに基づいて各学校は、適切に指導を行わなければならないと考えております。

#### ◎答 弁（市長）

将来の日本を担っていく子どもたちにとって、主権者としての自覚と社会参画力を育む主権者教育の充実は重要であると考えております。

若者が政治に関心を持ち、積極的に政治参加するよう意識を高めていくことは意義深いことであると認識しております。

一方で、現状でも20代をはじめとした若年層での投票率は依然として低く、主権者としての権利を多くが行使していない状況は、私も大変憂慮すべきことと感じております。

今般の法改正を良いきっかけとして、学校や選挙管理委員会をはじめとして様々な機関が連携して、自らが主体的に思考できる主権者を育てていく環境を整えなければなりません。

幸いにして、本市を含む神奈川県ではシチズンシップ教育を全ての県立高校で実施しているなど全国でも主権者教育では先進的な取り組みを行っております。私としては、こうした取り組みとの接続など各学齢に応じた効果的な取り組みを進めていくため各機関と調整をはかりながら積極的に推進をしてまいります。

#### ◎再 質 問

主権者教育について再度伺います。答弁では、教育基本法に基づき各学校で適切な指導を行うとのことですが、18歳選挙が、明年の参議院選挙より実施されます。具体的に今後の教育カリキュラムと教員研修について伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、教育カリキュラムについてでございますが、主権者教育の具体的な指導事例といたしましては、特別活動や総合的な学習の時間を活用した「模擬投票」や「ハイスクール出前講座」、あるいは公民等の授業で、現在の社会の課題に対して議論する学習等、様々ございます。現在、本市のガイドラインとして作成中の指導資料には、これらの指導事例とともに、学校が主権者教育を進めていく上で必要な法律や情報等も盛り込む予定でございます。また、文部科学省が作成する副教材を校務支援システム上に掲載し、全教職員が常時閲覧できる環境整備を行ってまいります。各学校におきましては、こうした指導資料や副教材を活用し、教育課程を編成することとしております。

次に、教員への研修につきましては、高等学校では年内に、小・中・特別支援学校においては、平成28年度の早い時期に担当者を対象とした研修を実施していく予定でございます。

#### ◆ 子どもの貧困対策について

## ◎質問

貧困家庭の子どもたちの中には、学びたいという意欲や将来への希望を持ちにくく、自己肯定感が低い傾向にあると指摘されています。かわさき教育プランの第 1 期実施計画では、子ども達が自己肯定感を高め、社会的自立に必要な能力や態度を育むことを重点事業として取り組んでいます。貧困家庭の子どもに対する関係局との連携や学習支援の取組みを伺います。

## ◎答弁（市長）

今年度より推進している「かわさき教育プラン」において、基本政策のⅢとして「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」を掲げ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を推進することとしております。

この政策をより効果的なものとするためにも、関係局が実施している子どもの貧困対策との連携は重要であると認識しております。教育委員会といたしましては、家庭環境などに係らず全ての子ども達が、夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築いていけるよう、今後、関係局と連携しながら対応を検討してまいりたいと存じます。

## ◆ 中学校給食について

### ◎質問

- ・中学校給食ですが、給食センター建設・運営に向けて公募がスタートしました。応募状況を伺います。
- ・PFI 方式での発注になることから、これまで指摘をしてきた、提供給食数変動への対応やアレルギー対応、また、異物混入等の防止策や対処等について公募条件にどのように反映されているか伺います。
- ・併せて、完全実施までの今後のスケジュールについて伺います。
- ・高津区の東橘中学校では半年後の平成 28 年 1 月から試行実施が予定されておりますが、これまで求めてきた余裕ある給食時間の確保、公会計化について現状と今後の取組みを伺います。

### ◎答弁

はじめに、事業者の応募状況についてでございますが、現在までに 3 箇所全ての学校給食センター整備等事業の入札公告を行ったところございまして、それぞれ複数のグループから入札の参加表明をいただいたところでございます。

次に、公募条件についてでございますが、提供食数の変動への対応につきましては、入札説明書等で示した想定提供食数を基準とし、2 割程度増減した場合や学校数が増減した場合に、サービス購入料の見直しについて協議を行うこととしております。

また、アレルギー対応につきましては、「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づくアレルギー物質を含む特定原材料 7 品目の除去食対応を行うこととし、異物混入等の防止策や対処等につきましては、国の学校給食衛生管理基準等に基づいた適切な対策を講ずることとしております。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、(仮称)川崎市南部学校給食センターにつきましては、本年 5 月 29 日に入札提出書類を受け付け、現在、「川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会」により、提案内容の審査を進めているところでございまして、本年 7 月

上旬に落札者の決定、及び公表を行う予定でございます。また、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、本年7月中旬に入札提出書類を受け付け、9月上旬に落札者の決定、及び公表を行う予定でございます。

その後、(仮称)川崎市南部学校給食センターにつきましては、平成27年第4回市議会定例会で、また、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、第5回市議会定例会で事業契約の締結に係る議決をいただきたいと考えております。

事業契約締結後は、直ちに設計・工事に着手し、開業準備等を経て、(仮称)川崎市南部学校給食センターにつきましては平成29年9月から、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては同年12月から、それぞれ中学校完全給食を実施していく予定でございます。

次に、給食時間についてでございますが、東橋中学校におきましては、現在、昼食時間と昼休み時間を合わせて40分間の設定をしているところでございますが、完全給食実施時におきましては、配膳等の準備及び後片付けの時間も考慮した適切な時間の確保が重要であると認識しているところでございます。

したがって、同校の平成28年1月からの試行実施につきましては、教育委員会と学校が連携し、他都市の状況等について調査・研究を行いながら、現在、適切な給食時間の確保に向け、検討を進めているところでございます。

また、試行期間中におきましては、給食時間を含めた様々な課題に対し、評価・検証を行いながら、より円滑な全校本格実施に資するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、給食費の公会計化についてでございますが、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などの課題がございますので、市全体としての負担軽減や収率率向上等の効果も含め、引き続き国の動向や他都市の状況を注視しながら検討してまいります。

## ◆ 学校インターンシップについて

### ◎質問

学校インターンシップですが、教育者を目指す学生にとって、現場での経験は貴重です。次代の教育者を育成する観点からも大学との連携等を強化し、積極的に受け入れを行うべきですが、現状と今後の取り組みを伺います。

### ◎答弁

教育に携わることを目指す学生にとって、教育インターンとして、学校で子どもたちと触れ合うとともに、様々な仕事に取り組むことは、貴重な活動であると認識しております。

本市の現状といたしましては、教育委員会が「教育インターンシップに関する協定」を締結している鎌倉女子大学、玉川大学、帝京大学と連携した取組を行っているところでございます。具体的な活動といたしましては、チームティーチングや特別な教育的ニーズのある子どもたちの個別対応等が行われております。

この3大学からの受入れ人数といたしましては、平成26年度は13名、平成27年度は18名となっております、いずれも単位認定がなされております。

また、「多摩区・3大学連携協議会」に関する協定書により、日本女子大学、専修大学、明治大学からはインターンシップとともに教育活動をサポートするボランティア等の受入れも行っており、これらの受入れ人数といたしましては、平成26年度は63名で、平成27年度は現段階で



は 59 名となっております、今後後期に向けて受入れ人数は増えていく見込みでございます。

こうした学生のインターンシップやボランティアの活動は、意義のあるものでございますので、今後も教育者を目指す学生の受入れを積極的に推進してまいりたいと考えております。

#### ◆ 特別支援級の教員配置について

##### ◎質問

特別支援級の教員配置についてです。現状、国の標準法では児童と教員の配置比率が 8 対 1 となっておりますが、教育現場からは、比率を見直し、加配を求める声が強くなっています。他都市では独自に配置比率を 4 対 1 として取組む自治体もあります。児童の障がいの程度などにも配慮し、本市でも加配に向け、取組むべきですが見解と今後の取り組みを伺います。

##### ◎答弁

現在、本市の特別支援学級の教員数につきましては、神奈川県から国が定める標準法に基づく基礎定数に加え、特別支援担当教員複数配置加配を受けております。

平成 19 年度以降、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、障害の重度・重複化、多様化に対応する必要性が高まっていることから、多くの学校で、指導上、個別の配慮を必要とする状況にあると認識しております。

このような現状を踏まえますと、今後につきましても、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対する適切な指導及び支援の更なる充実は、重要な課題であると考えておりますので、特別支援学級編制の標準等の見直しや定数措置の拡充について、引き続き、関係局と連携のうえ、国及び県に要請してまいります。

併せて、本年 3 月に策定した「かわさき教育プラン」に基づき、障害の程度等に応じた特別支援教育サポーター等の活用策や平成 29 年度の県費負担教職員の市費移管等に向けた効果的な人員配置等について検討する中で、特別支援教育の推進に努めてまいります。

#### ◆ 特別支援学校等、障害児への教育について

##### ◎質問

併せて、特別支援学校等、障がい児への教育について、特別支援教育推進計画では「働く意欲や態度の育成、規範意識」などの育成が掲げられています。今後の在り方について検討を行うとしていますが、充実に向けた見解と今後の取り組みを伺います。

##### ◎答弁

障害のある児童生徒の「働く意欲や態度、規範意識」等につきましては、特別支援学校においては「職業」の教科はもとより、全ての教育活動の中で育成すべきものと捉えております。また、小・中学校におきましても特別支援学級、通常の学級における全ての教育活動の中で育まれるものと認識しているところでございます。

特別支援学校や特別支援学級においては、児童生徒の実態や興味関心を的確に捉え、意欲を引き出すとともに、時間のけじめをつけること、挨拶や返事、人とのかわり方などの基本的能力や規範意識の育成を含め、児童生徒の自立に向けた指導が重要であると考えております。教科「職業」や自立活動におきましては、体験実習の実施等、企業や関係機関との連携を図りながら、社会参加につながる指導の充実を努めてまいります。

## ■ 代表質問（6月25日）民主みらい ■

### ◆ 中学生殺害事件について

#### ◎質問

・教育委員会事務局検証委員会の報告書によると、「市内のどこの学校でも起こりうること」として捉えることが再発防止には欠かせないとの認識を示しております。一方、学校現場の教職員へのアンケート調査結果を見ると、生徒理解や要緊急避難生徒への対応については、およそ8割近くの教職員が現状の体制を肯定的に捉えています。市教委と学校現場では、温度差があるように見受けられますが、今回の調査結果を今後どのように活用していくのか伺います。

・報告書では、様々な諸課題について検証し、外部機関との連携等、必要性を明記しています。しかし、その必要性を学校現場で具現化するための方法、行動計画については触れられておりません。多忙化する学校現場、教職員を前に、再発防止に向けた具体的な取り組みをどのように構築していくのか伺います。

#### ◎答弁

検証委員会が実施した調査におきまして、当該校では「生徒理解を進めるための校内体制」や「緊急避難を要する生徒への対応とその体制」、「生徒指導に対する共通認識」等、多くの項目で教職員が概ね良好と受け止めておりますが、その一方で、校内体制等が十分ではないと感じている教職員もみられるという調査結果も得られているところでございます。こうした中、このような事件が発生してしまったことはたいへん残念であり、教育委員会をはじめ、各学校の教職員等、本市の教育に携わるすべての者が、改めて危機感をもち、共通の認識のもとで再発防止に向けた体制づくりに取り組むことが大切であると捉えているところでございます。

教育委員会といたしましては、落ち着いたある雰囲気の中で教育活動が展開されている学校であっても、改めて一人ひとりの生徒に対する共感的で多角的・多面的な理解をしっかりと行い、適切に指導や支援するとともに、個々の内面に迫るようなかわりを大切にしていくことが、最も重要な再発防止策であると認識することが必要であると考えているところでございます。

具体的な取組といたしましては、学校管理職の研修に併せて、児童生徒指導担当、児童支援コーディネーター等、各学校で児童生徒指導の中核を担う教職員に対し、児童生徒指導連絡協議会等を通して各学校と再発防止に向けた課題を共有し、児童生徒指導体制の見直しに取り組んでいるところでございます。

また、再発防止に向けた取組につきましては、学校の実情に合わせた主体的な取組が欠かせないものと考えておりますので、教育委員会といたしましては、4月から5月にかけて行いました各学校の指導体制の点検の結果に基づいて、各区の教育担当が学校の取組状況を十分に把握し、必要な指導・助言を進めているところでございます。

また、各学校では、6月から7月にかけて児童生徒指導点検強化月間を位置づけ、教育相談を通じた児童生徒理解の徹底、学校生活アンケート等による児童生徒への実態調査の実施、児童生徒理解に関する校内研修の実施、児童生徒指導体制の整備・点検、さらには児童会・生徒会等による子どもの主体的な取組を生かした校内での啓発活動等に取り組み、児童生徒の安全・安心で充実した学校生活に向けて、各学校がそれぞれの実情に合わせた取組を進めているところでござ

います。

教育委員会といたしましては、各学校との連携の強化を図りながら、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長に向けて、各学校の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

#### ◆ 学校図書館司書について

##### ◎質問

- ・今年度、専任の学校司書がモデル実施として7校に配置されました。どのような方が配置されたの伺います。
- ・今後、配置の増員が大きく期待されますが、学校司書の資質向上、配置時間の拡大、待遇改善などの課題は山積しています。旧図書館コーディネーターである総括司書やこれまで行われてきた図書ボランティアの方々との連携や交流、研修をはじめとする資質向上策について伺います。
- ・次に、この4月以降、すでに司書教諭等と連携して、学校図書館及び司書を活用した授業が行われた例があるのか、さらに児童の図書館利用環境の変化があれば伺います。
- ・次に、待遇面では多くの課題がありますが、現状では確立していない公務災害などに対応する身分保障についてまず取り組むべきと考えますが、見解を伺います。
- ・次に、今後の学校図書館司書配置校の拡大計画、学校司書一人あたりの実施日数、実施時間数の拡大について、考え方を伺います。
- ・最後に、文部科学省の学校図書館の整備充実にかかる基本的な考え方として、「教育大綱の中に学校図書館の整備計画を位置づけることも有効である」と示されています。本市でも教育大綱の中に反映させるべきと考えますが、市長に見解を伺います。

##### ◎答弁

はじめに、学校司書の配置につきましては、これまで学校図書館で活動していた地域の方や図書ボランティアの方、元学校図書館コーディネーターの方、元教員などを配置しており、その中には、司書や司書教諭の資格をお持ちの方もございます。

次に、学校司書の資質の向上につきましては、「総括学校司書・学校司書研修会」を年4回開催し、総括学校司書との情報交換を行うとともに、資質の向上に直結した図書館総合システム等の研修を行ってまいります。また、小学校図書担当者連絡会、及び中学校図書担当者連絡会にも参加し、各学校の司書教諭や図書担当教諭との情報交換も行っているところでございます。

次に、司書教諭等との連携についてでございますが、学校ごとに工夫し、図書館の環境整備や利用状況の向上に努めております。授業支援といたしましては、司書教諭と相談しながら「授業と関連する本の一覧表」を作成するなど、児童や教員が図書館での調べ学習に利用できるよう工夫して活動しているところでございます。また、学校司書が図書館に常駐し、子どもたちと直接対話できることにより、「こういう本はどこにあるの」といった声や、図書館を楽しみながら利用する子どもが増えるなど、読書活動の活性化が図られております。

次に、公務災害などに対応する身分保障についてでございますが、災害時への対応などにつきましては、モデル実施の検証と合わせて対応策を検討してまいりたいと存じます。

次に、今後の学校司書の配置につきましては、モデル校での効果を検証し、学校図書館のさらなる充実のため適正な配置を進めてまいりたいと考えております。

##### ◎答弁（市長）

本市の教育に関する「大綱」は、今後、総合教育会議の場で協議・調整し策定をしてまいります。

すが、第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」を基本と考えており、同プランの中では、読書環境の整備がすでに位置づけられているところがございます、重要な課題であると考えております。

#### ◆ 若者の政治参加の拡大について

##### ◎質問

- ・若者の政治参加の拡大には、学校現場などを通じた『主権者教育』の充実や、我が会派が従来より指摘しておりますシティズンシップ教育が課題となります。投票率の向上等に主眼をおいた主権者教育について、本市の対応と今後の取り組みについて伺います。
- ・教育基本法第14条では、「政治的中立」が定められております。政治的中立を踏まえた上での主権者教育をどのように捉え学校現場で実践するのか教育長に伺います。

##### ◎答弁

これまで、市立高等学校におきましては、有権者としての責任を自覚したり、政治の仕組みや役割について考えを深めたりする学習や、選挙管理委員会の「ハイスクール出前講座」を活用し選挙に関する様々な知識を身につける学習に取り組んでおります。

昨年11月には、文部科学省各教科等教育課程研究協議会の高等学校公民部会において、選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育の充実について、社会参画の意識を高め、公民としての資質を養うという学習指導要領に基づいた取組を進めることについての説明がございましたので、これを受け、同年12月の川崎市立高等学校各教科等研究協議会、地理歴史・公民部会において、全市立高等学校に周知を図ったところでございます。

神奈川県の子ティズンシップ教育におきましては「模擬投票」などの体験型学習の実践も行われておりますので、本市のこれまでの取組に加えて、このような体験型の実践例を示すことなどを通して、将来、主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育む主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、高校生に対する主権者教育の充実を図るとともに、主権者教育は小学校段階から計画的に指導する必要があると考え、全ての市立学校におけるガイドラインとなる指導資料を年度内に作成し、配付する予定でございます。

政治的中立を踏まえることにつきましては、教育基本法に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定められておりますので、これに基づいて適切に指導を行わなければならないと考えております。

## ■ 代表質問（6月25日）共産党 ■

### ◆ 少人数学級について

#### ◎質問

・県に報告された2014年度少人数学級設置者研究報告書によると、その研究評価として「各学校からは、少人数学級の実施により、担任の指導や配慮が行き届きやすく、学習指導および児童生徒指導の場において、多面的にきめ細かく児童生徒の個に応じたきめ細かな指導を実施することによって、児童生徒にとって良好な学習環境を維持でき、児童生徒の学力向上や人間関係にもよい影響があったと考える」としています。さらに課題について「少人数学級の実施については、加配の配置に大きく左右されるため、学年が進級した際に、引き続き少人数学級を維持できるかの見通しがたえない課題がある」と記してあります。

国会では、財務省が公立小中学校の教職員の削減を求めていることに対し、衆議院文部科学委員会は6月4日、参議院の文教科学委員会は6月2日にそれぞれ「到底容認できない」と批判し、35人学級推進を求める決議を全会一致で可決しました。

文科省は「現代的な教育課題の増大に対して削減どころかむしろ増員が必要一との見解を示し、学級集団が小さいほど「子どもたちの自己肯定感が高くなる」「落ち着きが高くなり、学力も高くなる」「世界一忙しい日本の教員のさらなる負担増加への対応が課題」だと主張しています。

学校現場の状況から国の施策待ちはできない、と、全国的にみると小中学校での少人数学級を自治体独自で取り組むところは増え続けています。一方、川崎市の不登校児童生徒の現状は、20政令都市比較で、中学校全体はワースト3位です。毎年1000人を超える不登校生徒がいて一向に減るような状況ではありません。中学校2校分に匹敵する生徒が不登校という異常事態が続いています。この現状をどう捉えているのか、うかがいます。

・こういった川崎の現状と少人数学級を実施した効果をきちんと受け止め、刻も早く国の施策待ちにならず、川崎市独自で少人数学級を拡充するべきです。伺います。

#### ◎答弁

・市立中学校における不登校生徒数は、平成22年度から24年度においては、減少傾向にございましたが、平成25年度は、前年度比38人増の1,048人、100人あたりに換算すると約3.6人であり、全国平均の約2.7人に比べ、その差はおよそ0.9人となっております。なお、平成26年度につきましては、集計の過程ではございますが、減少が見込まれる状況でございます。

各学校においては、これまで、よりよい人間関係づくりのための共生・共育プログラムの実施、スクールカウンセラーとの面談、教育相談週間の設定等による、不登校の未然防止と改善に取り組んできたところでございます。

また、小中連携教育を推進し、いわゆる「中1ギャップ」の解消に向けて様々な取組を進めているところでございます。

今後も、不登校児童生徒一人ひとりの背景や原因を的確に分析しつつ、より効果的な対策を講ずるよう一層の充実を図ってまいります。

・少人数学級の推進につきましては、多様な子どもたちの学習状況に対して、きめ細やかな対応を図るうえで重要なことと考えております。

今年度、文部科学省の義務教育費国庫負担金予算においては、「授業革新等による教育の質の向

上」等のための教職員定数改善として、全国で 900 人分の新たな定数措置が盛り込まれておりますが、少人数学級の対象学年拡充のためには、教職員配置の充実が不可欠でございますので、今後も教職員定数の改善について、国に強く要望してまいりたいと考えております。

また、教育委員会といたしましては、「かわさき教育プラン」にかかげる施策の実現を目指し、引き続き、神奈川県の研究指定制度を活用するなどして少人数学級の実施に取り組むとともに、各学校がその実情に応じてきめ細やかな指導が行えるよう、各学校の実情を的確に捉え、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

### ◎再質問

不登校対策、少人数学級について再度、教育長に伺います。

かわさき教育プランでは、「不登校児童生徒の出現率」として平成25年度実績値中学校は3.65%を平成29年度目標値として3.47%としています。ということは、中学校では1,048人を996人に減らすだけということです。政令市ワースト3位はそのままです。

中学校2校分に匹敵する不登校生徒が基本的に減らない、本気になって減らそうという気概はプランからは全く感じられません。

答弁でも不登校生徒が出現場合の後追い対策の感はいなめません。以前にも紹介しましたが、山形県では少人数学級実現の「さんさんプラン」の実施によって確実に不登校生徒は減っています。

ひとりでも多くの生徒が「学校がたのしい」と通える学校環境をどうつくるか、この点を基本に据えるべきではないでしょうか。

6月5日の文科省による財務省の「義務教育教職員定数」に対する文書のなかで、学習集団と教育効果について、「不利な家庭環境に置かれた児童生徒が数多く在籍する学校においては、学習集団が小さいほど正答率が高くなる傾向」など、あらゆる角度から少人数学級の優位性を論じています。

不登校生徒を大本からつくらない、そのためにも川崎市独自で中学校でも少人数学級を実施するべきではないでしょうか。

### ◎答弁

市立中学校における不登校生徒の出現率は、現在の調査方式となった平成17年度から平成22年度までは、4%台で推移しておりましたが、平成23年度以降は、3%台に減少しております。しかしながら、現状においても不登校生徒数は1,000人を超えておりますので、これを下回る参考指標として平成29年度の目標値を3.47%としたところでございます。

教育委員会といたしましては、一人ひとりの子どもたちが夢や希望を抱き、学校における様々な学習や体験活動を通し、自己実現を図れることが重要であると考えておりますので、今後も家庭との連携を図りながら、不登校を生まない学校づくりを目指し、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

少人数学級につきましては、去る6月5日に、財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」に対する文部科学省の考え方が公表され、義務教育教職員定数について「教育再生の推進のためには、機械的削減ではなく、加配定数をはじめとする教職員定数の戦略的充実が必要」との考えが示されております。

本市といたしましては、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るためには、教職員配置の充

実が不可欠と認識しておりますので、加配定数の改善など、国における教職員定数改善に向けた今後の取組に期待するとともに、その確実な実施を強く求めてまいりたいと考えております。また、各学校がその実情に応じてきめ細やかな指導等が行えるよう、引き続き、少人数学級や少人数指導等の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

## ◆ 中学校給食について

### ◎質問

・1万食前後つくる中部・北部給食センターも安心、安全を担保し、市民の食育も担う役目もあるのですから、いつでも見られる見学コースの設置は不可欠です。

入札業者まかせではなく、教育委員会として見学コースの設置を必須条件とすべきです。伺います。地元建設業者の活用については、センター方式は、落札者決定基準において、評価の視点として設定し、入札説明会等において事業者周知していくとし、また自校調理場や配膳室等の整備などにおいても、その可能性について検討していくとしていましたが、検討状況を伺います。

学校現場が不安に思っているのは、短時間内に、生徒が食缶・食器を配膳室まで取りに行って、教室で準備し、食事、片付けし、元の配膳室に戻ることができるのか、また、重い食缶を持って階段を上り下りすることによる事故の心配です。

すでに設置されているエレベーターの活用は欠かせません。活用するのは、食缶・食器など入れたコンテナが入るものでなければなりません。エレベーターの活用と、それに見合ったコンテナの導入について伺います。エレベーター未設置校は、長期保全計画をまたずに、給食実施までに整備をすすめるべきです。伺います。

### ◎答弁

はじめに、学校給食センターにおける見学通路の設置についてでございますが、見学通路は、食育の観点から有効なものと考えており、(仮称)川崎市南部学校給食センターにつきましては、児童生徒、PTA等を対象とした見学のための通路の設置を、平成27年2月25日に、同センターの整備等に係る「要求水準書」におきまして、公表させていただいたところでございます。

(仮称)川崎市中部学校給食センター及び北部学校給食センターにつきましては、調理・配送業務等の給食提供に必要な諸室を確保し、国の衛生管理基準を確保した上で見学通路を設置することは、敷地及び食数等の条件により、課題が多いものと想定しております。そのため、安全・安心な給食を提供するための必要な条件を確保した上で、民間事業者のノウハウを活かした創意工夫により、見学通路を確保できるという提案があれば、適切に審査してまいりたいと考えております。

次に、地元建設業者の活用についてでございますが、配膳室の整備につきましては、設計が完了した学校から、順次、今年度より工事に着手してまいりますが、工事に係る入札の参加資格におきまして、「川崎市内に本社を有すること」を参加条件の一つとして、現在、契約手続きを進めているところでございます。

また、自校調理場につきましては、今年度に設計を行い、来年度より工事に着手する予定でございますが、地元建設業者活用の可能性につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、学校内の運搬・配膳方法に係るエレベーターの活用等につきましては、学校及び今後選定される給食センター事業者との協議調整等を踏まえ、実施までの間に検討を進めてまいります。

次に、エレベータ整備についてでございますが、これまで改築や大規模改修時などにおいて整備するとともに、「エレベータ等整備事業」により既存校舎への整備を図ってきたところでございます。

今後も、エレベータを必要とする児童生徒の障害の状況や進級の状況等を勘案しながら、エレベータ未設置校に順次エレベータの整備を進めるとともに、学校施設長期保全計画に基づき、教育環境の質的改善を図ってまいります。

## ◆ 学校司書について

### ◎質問

・昨年「学校図書館法」の一部を改正する法律が改正され、この4月から施行されています。本市ではこれまで、常駐でない総括学校司書が各区に3名配置され、月平均24校も見て回るというあまりにも貧困な体制でした。今回モデル校7校に置かれた学校司書は、「高度な資質や専門的能力が求められている」にもかかわらず、司書の資格を必要とせず、勤務中の事故・怪我・病気の医療費は自己負担ということです。しかも公募でなく校長推薦というものです。公募にし、当面、交通費の支給、研修の機会を増やす、保険適用も行うなど改善すべきです。伺います。

・全国の学校司書の配置状況は、2014年5月現在で小学校58.8%、中学校57.7%です。横浜市では小・中合わせて250人、51%の配置率で、2016年度までに全校配置を予定しています。ところが川崎では今年から、資格の必要のない学校司書を7名モデル校におき、常駐でない総括学校司書を21人、計28人を置いているだけです。配置率はたったの17%です。早急に常駐の専任、専門、正規の学校司書を配置すべきです。どのようなテンポで学校司書を確保し、全校配置するのか、伺います。

### ◎答弁

はじめに、学校司書の任用につきましては、これまで学校図書館で熱心に活動され、その学校図書館の実態をよく把握されている地域の方、図書ボランティア、退職教員等の中から、より学校司書にふさわしい方を学校長が推薦する方法をとっております。公務災害などに対応する身分保障についてでございますが、災害時への対応などにつきましては、モデル実施の検証を踏まえ、今後検討してまいりたいと存じます。学校司書の資質向上につきましては、「総括学校司書・学校司書研修会」を年4回開催することにより、資質の向上及び交流の機会としてまいります。また、小学校図書担当者連絡会、及び中学校図書担当者連絡会にも参加し、各学校の司書教諭や図書担当教諭との情報交換も行っているところでございます。

次に、今後の学校司書の配置につきましては、モデル校での効果を検証し、学校図書館のさらなる充実のため適正な配置を検討してまいりたいと考えております。



## ■ 一般質問 民主みらい 押本議員（7月3日） ■

### ◆ 主権者教育について

#### ◎質問 ①

次に主権者教育について伺います。この課題につきましては、各会派の代表質問でも取り上げられており、この一般質問の発言要旨を見ても何名かの先生が取り上げる予定でありますので、私は、他都市の取り組みなども紹介しながら何点か質疑をしたいと思えます。

まず、教育現場での政治的中立についてです。代表質問の答弁では、教育基本法の定めに基づいて適切に指導を行わなければならないとされていますが、この点に重きを置く一方で、現場の教員が「生の政治」を扱うことに対して、どのように抵抗感を払拭していくのかも課題になると考えます。模擬選挙などを推進する団体などからは、教育現場には「生の政治」を素材として扱うことに後ろ向きな風潮が根強くあるとの指摘もあります。教育長に、この課題についての見解を伺います。

#### ◎答 弁

学校現場では教育基本法の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又これに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」の規定に基づいて指導しておりますが、その一方で、教員は政治活動の扱い方の難しさを感じている一面があると考えられるところがございます。

教育委員会といたしましては、市立高校の教員を対象に、教員が正しい認識のもと適切な指導に臨めるよう、具体的な事例を想定した研修を行い、生徒に対して選挙や政治活動に関する指導ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ②

次に、取り組み内容についてですが、答弁では、これまでの取り組みに加え、県が取り組む模擬投票などの体験型学習の実践例を示し、高校生に対する主権者教育の充実を図るとともに、小学生段階から計画的に指導する必要があるとして、全ての市立学校におけるガイドラインとなる指導資料を年度内に作成、配布するとのことでした。

そこで、この資料の掲載概要についてどのような内容を想定しているのか伺います。また、どういった過程を経て策定にあたり、掲載内容をどのように精査していくのか伺います。

#### ◎答 弁

本市のガイドラインとして、現在作成中の指導資料の内容に関しましては、主権者教育の指導事例や指導上の留意点などとともに、主権者教育を進めていく上で必要となる法律や情報等を掲載する予定でございます。今後も国の動向を注視し、文部科学省から出される副教材を参考にするとともに、選挙管理委員会等と連携協力して掲載内容を精査してまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ③

・今回の改正法において18歳以上の選挙運動も解禁される事となりました。例えば、前回の参議院選挙から解禁されたインターネットによる選挙運動を想定した場合、クラスメート同士で、特定候補者を当選させたいとSNS等でリツイートする行為や演説の動画をそれぞれネットに配信し

た場合、18歳は認められ、17歳は法に抵触する恐れが生じることから、年齢引き下げに伴う選挙違反に対する啓蒙、意識の醸成は不可欠と考えますが記載についての対応を伺います。

- ・また、先進的な他都市の事例などの紹介も検討するべきと考えますが見解と対応を伺います。
- ・併せて、現在、文科省と総務省において副教材の作成・配布も検討されていると灰聞していますが、活用方法について伺います。

#### ◎答 弁

選挙権年齢の引き下げにより、場合によっては高校生の活動が公職選挙法に触れてしまうことも予想されます。こうしたことを未然に防ぐためにも、選挙についての正しい知識や判断力を身につけることが重要であり、その指導を進めてまいりたいと考えております。

本市におきましては、現在作成中の指導資料に具体的な事例として、他都市の「選管インターンシップ」や「選挙出前授業」などを掲載する予定でございます。また、ウェブサイトによる選挙運動に関しましても、生徒ができること、してはならないことなどの具体例を示すことも考えております。また、文部科学省が総務省と連携して作成する副教材につきましては、今夏にウェブサイトの内容が掲載されると伺っておりますので、本市作成の指導資料と併せて、選挙や政治活動について正しい知識や判断力を身につけるよう活用を図っていく予定でございます。

#### ◎質 問 ④

次に、小学生段階からの具体的な取り組み内容について伺います。

横浜市の小学校では、卒業を控えた6年生を対象に、選挙の大切さを学び、選挙制度への理解を深めるため社会科授業の一環として小学校生活最後の給食のデザートを決める「デザート選挙」という取り組みを実践しています。

この「デザート選挙」は、“選挙や投票の仕組みの説明”、“候補者演説”、“投票及び開票”と本番の選挙さながらで、候補となるデザート名を掲載した“選挙公報”も作成し、各児童がそれぞれ1票を投じました。投票には、実際の投票箱や記載台を、開票には、計数機を使用し、その体験も行ったそうです。実施後、参加児童にアンケートを行ったところ、99%の生徒が「選挙がよく分かった」と答えたそうです。同様の取り組みは、新潟市や東京都江東区などでも実施され、名古屋市も導入を決定しました。

小学生段階では、政治への関心も薄く、知識も乏しいため政策などへの理解も難しいことは容易に想像が出来ますが、“自分たちの最後の給食メニューを決める”という児童にとって身近な話題を題材にしたこの取り組みは、選挙の仕組みを理解するだけでなく、「一票の重み」と言った子どもが自分の投票で物事が決まっていく実感を知る良い機会と考えます。この「デザート選挙」について指導資料への掲載、実際の教育現場での取り組みも含めて見解と対応を伺います。

#### ◎答 弁

子どもたちが選挙の仕組みを理解したり、投票で物事を決めることを実感できる機会は選挙への関心を高めることにつながると存じます。

指導資料の作成にあたりましては、将来の有権者としての意識や責任感を養うために、本市の教育課程の実情と合わせ、掲載する実践事例を検討してまいりたいと考えております。

各学校が指導資料を参考にし、適切に教育課程を編成することができるように支援してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 自民党 末永議員（7月3日） ■

◆ 川崎市立中学校の生徒死亡事件について

◎質問 ①

先般まとめられた教育委員会事務局検証委員会の報告書では、再発防止の取組の一つとして、「生命尊重教育・人権尊重教育の充実」と書かれていますが、これまでの検証を踏まえて、今後これをどのように充実させていくのか教育長に伺います。

◎答 弁

本市の市立学校では、これまでも生命尊重・人権尊重教育を、道徳・特別活動等を中心に、すべての教科や教育活動を基盤として行ってまいりました。

今回の2月に起こりました事件の検証では、「学校現場において、生命尊重・人権尊重教育の重要性については教職員間で理解されているが、個々の実践に関しては、指導する教員に託され、組織的に行われていない面がある」ことが明らかになっております。

生命尊重・人権尊重教育を充実させるためには、各学校がより一層、意図的・計画的に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置づける事例などを積極的に紹介するなど、各学校の人権尊重教育推進担当者の研修を通して支援を行ってまいります。

◎質問 ②

その取組の中では、子どもの権利学習の位置づけはどのように関連付けられているのでしょうか教育長に伺います。

◎答 弁

子どもの権利学習を通して、「川崎市子どもの権利に関する条例」において掲げられている「命が守られ尊重されること」「状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること」などの大切な権利があることを知ることや、本当に困っているときに相談でき、守ってもらえることは誰もがもっている権利であることを学ぶことが、再発防止に大きくかかわると考えております。

◎質問 ③

お答えいただいたとおり、子どもが心を許して大人に相談できるようにするのは大切なことであると思います。権利という言葉が使われておりますが、これを当然のことという意識を子どもに与えるのではなく、相談にのってもらった大人を敬い、感謝する心も育まなければならないと思います。一方大人は子どもの悩み苦しみを聴く義務があり責任があると認識する必要があると考えます。しかしながら、その趣旨は理解できますが、我が党の代表質問でも出させていただきましたが、一方で、「子どもの権利条例」を濫用する行き過ぎた権利教育によって、子ども達は自分の権利を盾にしてそれを主張し、問題行動が助長されてしまいかねない教育現場の現状を憂慮します。そのような現状についての見解と、行き過ぎた子どもの権利教育がもたらす教育現場への負の側面というものはないでしょうか。教育長に伺います。

◎答 弁

児童生徒の問題行動等の要因、背景は個々のケースにより様々であると考えております。家庭、

学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合い、学校生活への不適応を起こす現状もございます。

このような現状も踏まえ、問題行動の未然防止に関しては、日ごろから子どもたちの抱える課題を把握し、一人ひとりの人格を尊重し個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力を高めることが大切であるととらえております。

また、子どもの権利教育につきましては、自らの権利だけを主張するような負の側面に及ばぬように、自分の権利が尊重されるためには、他者の権利を尊重するという権利の相互尊重を理解させることが大切でございますので、今後も人権尊重教育を適切に推進していくことが重要であるとと考えております。

#### ◎質問 ④

今おっしゃったように、今後とも権利の濫用が引き起こされないように指導の徹底をお願いいたします。また、関連して、神奈川県青少年保護育成条例において、特別な事情がない限り、子ども達が夜十一時以降に出歩くことがないように定められています。このような条例も踏まえ、危険な行動を避け、自分の身は自分で守れるようにする教育があらためて必要だと痛感します。また、危機予測と言いますか、子ども達が自分で危機を察知し、より安全な行動を選択する力を育成することが欠かせないと考えます。そのような力を育成するための指導ができるような教員の資質向上ならびに教員による生徒への指導の在り方等、さらに、具体的に子ども達が危険にさらされないようにするために、どのような指導を行われるつもりか教育長に伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、各学校における危険回避の指導といたしましては、学級活動や全校集会等において、帰宅時間や交友関係等について啓発的な指導を行うとともに、防犯教室や非行防止教室を実施するなどして、児童生徒が自らの行動や生活を振り返り、好ましい行動の仕方について考える機会を発達段階に依りて設定しております。また、健全育成に関連した条例の内容につきましては、保護者会や学校便りなどを通して、各家庭に対して啓発を進めているところでございます。次に、教員の資質向上と児童生徒への指導の在り方についてでございますが、教職員が日常の学校生活の中で、児童生徒の言動や交友関係等から、危険が及ぶ可能性が想起される場合には、学級担任はもとより、生徒指導担当、児童支援コーディネーター、学年の教職員、教科担当者や部活動顧問等がチームとして当該児童生徒や保護者への関わりを一層深めるとともに、必要に応じて関係機関等と積極的に連携し、迅速に状況の改善を図ることが重要であると考えております。このような取組を校長のリーダーシップのもとで組織的に行うことが、教職員の資質の向上および指導体制の強化につながるものと考えております。

また、教育委員会といたしましては、児童生徒指導連絡協議会における事例協議や講演等の研修を通じて、児童生徒指導の中核的な役割を担う教職員の力量を高めるとともに、初任者研修や10年経験者研修等の各種研修におきましても、具体的な事例研究を通して教職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

併せて、各区・教育担当におきましては、学校から児童生徒に関する情報を積極的に収集し、スクールソーシャルワーカーの活用を推進するなど、児童生徒が危険な状況に陥らないようにするための学校の取組を一層支援してまいります。

### ◎質問 ⑤

ありがとうございます。また、関連して家庭教育の充実についても伺います。家庭は教育の一番の根本です。家庭教育における保護者の自覚を一層高めさせていくための本市の支援策について教育長にうかがいます。

### ◎答 弁

教育委員会では、教育文化会館・市民館等における家庭・地域教育学級の開催をはじめ、PTAが企画運営する家庭教育学級への講師派遣や、子育て中の保護者の仲間づくりの機会提供等を通じて、家庭教育を支援するための学習機会の充実に努めてきたところでございます。

今後、さらに、各種事業に参加できなかった家庭の方々も参加できる機会を提供するなど、より一層、家庭教育事業の推進に取り組み、子どもを育むための大事な柱である家庭の教育力の向上を図ってまいりたいと存じます。

## ■ 一般質問 民主みらい 木庭議員（7月3日） ■

### ◆ 選挙について

#### ◎質問

先の我が会派の代表質問でも触れましたが、投票率の低下が止まりません。4月に行われた統一地方選挙の投票率は41.98%で、前回4年前より5%近く下がりました。選挙管理委員会も約3千万円の予算を投じ、さまざまな広報・啓発を行ったということですが、効果が表れているとは思えません。

来年7月に行われる参議院選挙の後、本市では、翌年に市長選挙が実施されますが、前回の市長選挙投票率は32.8%と過去最低を記録し、選挙に対する意識向上・啓発は喫緊の課題となっております。これまでも選挙管理委員会が様々な啓発活動を行うなか、費用対効果が表れない現状であることから、地域住民や子どもたちに対し、身近で毎日目に触れる場所を活用し、投票に対する意識向上を効果的に図る対策を講じるべきと考えます。そこで例えば選挙期間中、投票所となる学校施設の壁やフェンスに啓発用の横断幕やポスターを掲示し、『投票』に対する機運を高める対策を提案いたしますが選挙管理委員会事務局長と教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、主権者教育等を通じて、将来、主体的に政治に参加し、社会に参画する態度を育むことは重要であると認識しております。

また、選挙期間中に投票所となる学校施設に、選挙啓発用の横断幕やポスターを掲示することは、児童生徒にとりましても選挙を身近に考える機会と捉えておりますので、選挙管理委員会と連携してまいりたいと考えております。

### ◆ シビックプライドの醸成について

#### ◎質問 ①

周年PR活動として「90」を模したロゴを制作し、本市で従来から開催されている事業に「市政90周年」の冠を付けるなど啓発を行ったということですが、残念ながら地域で出会った子どもたちや市民の方に「川崎市は今年何歳になったかご存知ですか?」と問いかけても知っている方は多

くありませんでした。例えば横浜市では、6月20の横浜港開港記念日を「次代を担う子どもたちが横浜の歴史や文化に親しみ学ぶ日」とし、「市民を挙げて祝うよう全市的に取り組むため」市立校は休校としています。本市でも市政記念日は、市立校は休校となっていますが、休校にしている理由と目的について教育長に伺います。

#### ◎答 弁

本市におきましては、川崎市立小学校及び中学校、高等学校、特別支援学校の管理運営に関する規則に基づき、市制記念日を川崎市立学校の休業日と定めております。

各学校におきましては、市制記念日に関する学級における講話や学校だより等を通じて、児童生徒が、川崎市民としての自覚を持ち、本市や地域に親しみがもてるよう指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今年度より実施している「キャリア在り方生き方教育」の視点の一つに「わたしたちのまち川崎」を掲げており、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」の育成に取り組んでまいります。

#### ◎質 問 ②

川崎市には、市政10周年を証念して昭和9年に作られた「川崎市歌」と、市政60周年記念に作られた「好きですかわさき愛の街」、市政80周年記念に作られた「かわさきのねいろ」があります。教育委員会が毎年作成する副読本「かわさき」には、この3曲が、必ず記載されていますが、目的と活用方法について教育長に伺います。

#### ◎答 弁

副読本「かわさき」は、7つの区の様子や農業・工業・商業を中心とした産業の様子、地域の発展に尽くした先人の取組を中心とした市の発展の歴史及び、福祉、環境政策等の現在の市の取組等を掲載し、問題解決的な学習を通して、わがまち川崎に対する誇りと愛情を育むことを目的として発行している地域学習の副読本でございます。

この副読本「かわさき」に「川崎市歌」「好きですかわさき愛の街」「かわさきのねいろ」の3曲を掲載することにより、副読本発行の目的に即して、児童生徒が本市を歌い上げたこれらの楽曲に親しみを持てるようになるものと考えているところでございます。

子どもたちや市民の皆様が川崎市に愛着や誇りを抱くよう、川崎市歌を市民誰もが歌えるようにすることは意義あることと認識しております。

#### ◎質 問 ③

本市が、新・戦略プランの目標に掲げるように市民が川崎市を愛し、誇りに思ってもらう予段のひとつとして、「川崎市歌」を横浜市のように、市民なら誰でも知っている、誰でも歌える山と位置づけ、学校で歌唱指導すべきと考えますが、シティプロモーション戦略を所管する総務局長と教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、すべての市立学校に川崎市歌を収録したCDを配布し、音楽の授業等において歌唱指導を進めるとともに、運動会や体育祭などの学校行事における市旗掲揚の際などに使用を始めたところでございます。

また、児童生徒の日常生活の中でも、休み時間や清掃活動時に放送するなどして、より川崎市

歌に親しみをもてるような取組を進めております。

このような各学校の取組を一層推進し、入学式、卒業式、運動会・体育祭、周年行事等の学校行事などで川崎市歌を斉唱・演奏するなどして、児童生徒が歌を通して心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を深めることにより、市民としてのシビックプライドの醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ◆ 発達障害に対する啓発について

##### ◎質問 ①

・就学前の説明会等で、保護者に対し発達生涯等支援の必要なお子さんに関する情報発信など啓発を行っているか教育長に伺います。

##### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、各地域療育センターで支援を受けていた方や、市政だよりや教育委員会のホームページを見て参加を希望された年長児の保護者を対象に、「支援を必要とする子どもの就学についての説明会」を、毎年5月に市内6箇所で開催し、相談の窓口や就学までの流れについて丁寧に説明を行っているところでございます。

また、各小学校が11月に実施しております就学時健康診断の際には、「特別な教育的ニーズのある子どもの支援について」解説した資料を配布し、情報を発信することで保護者の理解啓発に努めているところでございます。

##### ◎質問 ②

・学校現場では、担任を持った教師自身が発達障害に対する理解が低く、子どもたちの行動に振り回され、様々な状況に対処できず、教師自身が動揺してしまうケースや、すでに発達障害という診断を受け、薬によって治療している子どもの保護者に対し、薬の量を増やすことを依頼するケースもあると灰聞します。そこで、小中学校において教師に対し行っている、発達障害の理解を深める研修などについて教育長に伺います。

##### ◎答 弁

教職員一人ひとりが発達障害など特別支援教育に係る知識や理解を深め、発達障害の児童生徒の気持ちの理解や、具体的な支援方法、保護者との適切な教育相談の在り方等を身に付けることは、大変重要であると認識しております。このため、初任者研修や10年経験者研修に、こうした内容を取り上げるとともに、希望者を対象として、発達障害に関わる、より専門的な研修を各種実施しているところでございます。

また、学校のニーズに応じて指導主事が訪問して指導する職員研修、経験豊かな退職教員を巡回指導員として学校に派遣する学級担任支援、特別支援学校教員の地域支援、さらに必要に応じて、医師や大学教授等の専門家を学校に派遣するなど、さまざまな学校支援を行っているところでございます。

#### ◆ 中学校給食について

##### ◎質問 ①

いよいよ平成29年度中に、東橋・はるひ野の小中合築校2校、自校式を採用する中野島・犬蔵の2校、北部中部南部の3給食センターすべてで中学校給食が開始される見込みであるとの報告が

ありました。

現在、本市が実施している小学校高学年の給食費と、予定している中学校の給食費について、1食あたりと月額を伺います。併せて、金額の設定根拠について伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、給食費の額についてでございますが、小学校高学年におきましては、1食単価240円をベースとし、年間給食回数の基準をもとに、月額4,050円と設定しているところでございます。また、平成28年1月から完全給食の試行実施を予定しております東橘中学校におきましては、本市の特別支援学校中学部と同額の290円を1食単価とし、各学年の年間給食回数の基準に準じ、1、2年生につきましては月額4,110円、3年生につきましては月額3,740円を、暫定的に試行額としているところでございます。

次に、給食費の額の設定根拠についてでございますが、学校給食法第11条におきましては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とし、これらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする、とされております。そのため、本市におきましては、食材費相当額を給食費としているところでございます。

この給食費の算定に当たりましては、国の示す「学校給食摂取基準」に基づく各栄養価が確保されるよう、「学校給食の標準食品構成表」を参考にして算出した、各食品群別の使用量に、当該食品群に対応する食材単価を乗じて得た額と、米飯、パン、飲用牛乳等に要する額とを合算して得た額を踏まえ、物資価格の推移や他都市の状況等を総合的に勘案して、1食単価を設定しているところでございます。

#### ◎質 問 ②

答弁によると、中学校給食1食あたりの金額は、現在すでに実施している養護学校の中学生の給食費と同額の290円を想定しているということですが、給食事業が始動する平成29年4月から消費税は10%に上がることが決定しています。消費増分や食材費の高騰を吸収しきれず値上げを検討する自治体が増えてきていることを考慮すれば、消費増税分を加味した金額設定も必要と考えます。見解を伺います。

#### ◎答 弁

「学校給食摂取基準」に定める栄養価の確保が図られ、さらなる食育推進が図られるよう、栄養バランスがとれ、安全・安心で温かくおいしい給食の提供に向けた、適正な給食費の設定について、試行実施での検証も行いながら、検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質 問 ③

昨年、週刊誌等で話題となった学校給食における輸入食材の使用状況が本市の場合は、ガーリックパウダー以外は皆無であったことが明らかとなり、市民として、また子育て中の親の一人としても非常に安堵したところでもあります。給食費を押さえる代わりに、この食材への信頼が揺らぐことはあっては本末転倒と考えます。そうした懸念に対する見解を伺います。

#### ◎答 弁

中学校完全給食の実施に当たりましては、現在、本市の小学校及び特別支援学校 116校、約7万7千食分の食材を安定供給している実績のある、公益財団法人川崎市学校給食会を活用し、



「給食用物資に係る規格、品質等の基準」に基づき国産品を基本とするなど、安全・安心で良質な食材の確保に努めてまいります。

また、栄養バランスがとれ、安全・安心で温かくおいしい給食を継続的に実施していくためにも、適正な給食費の在り方につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ④

給食費の収納率について伺います。小学校給食の収納率は、提供食数7万7千食の99.9%は達成しているということですが、言い換えれば、0.1%は未収となっています。そこで、過去3年間の未収率と未収額について伺います。また、ひと家庭当たり最も高額な滞納金額と、滞納している家庭数、平均金額も伺います。併せて市全体の累積未収金額についても伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、本年6月末日現在の、過去3年間の給食費の未収額、及び未収率についてでございますが、

平成24年度分は、約266万円で、0.089%

平成25年度分は、約269万円で、0.088%

平成26年度分は、約222万円で、0.073%

でございます。

次に、未収額の現状についてでございますが、同日現在で327世帯において未収金が発生しており、1世帯平均では約5万円、最高額は、複数の児童がいる世帯において、約48万円となっております。

また、未収金全体の累積額につきましては、約1,632万円でございます。

#### ◎質問 ⑤

埼玉県北本市では、今年7月から3か月間未納が続いた場合は給食の提供を停止し、弁当を持参することを求める通知をしたところ、9割以上の保護者が支払いに応じる意思を示したということです。北本市の教育委員会は、該当する家庭に生活保護受給など特別な事情がある家庭はなく、支払いの資力はあると判断し、実施した対応のようです。本市の計、ツツの対応と、累積した未収額の取り扱いについて伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、未納者への対応についてでございますが、給食費は、学校が指定する金融機関に開設された保護者口座から、PTA会費等の徴収金と合わせて、口座引き落としの方法により徴収を行っております。その後、各学校では、徴収した給食費を取りまとめ、公益財団法人川崎市学校給食会の口座へ送金しております。保護者口座から引き落としの際、残高不足により引き落としができなかった場合には、学校から保護者に対し残高不足の連絡を行い、保護者口座への入金を促しているところでございます。

次に、過年度の未収金への対応についてでございますが、学校給食会の決算上におきましては、「過年度未収金」として計上するとともに、未納となっている保護者に対しましては、学校と学校給食会が連携して、連名文書による督促や家庭訪問を行いながら、未収金の回収に努めているところでございます。

給食費の未納は、学校給食制度の公平を損なうものと考えておりますので、給食費が未納とな

っている保護者に対しましては、給食費の意義・役割を十分に認識いただくとともに、経済的に支払が困難な場合には生活保護制度や就学援助制度等の説明を丁寧に行い、これらの制度の活用をお勧めするなど、引き続き未収金の早期回収に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 共産党 市古議員（7月3日） ■

### ◆ 教師の多忙化に関連して

#### ◎質問 ①

・教育長にうかがいます。3月議会で教職員の多忙化の問題を取り上げました。

このことについて、まずはその実態をきちんと把握することが出発点ということ、労働時間を把握することは管理者の責任と指摘いたしました。

教育長は、正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱を作成し、教職員が正規の勤務時間を超えて効務を行った際に、自ら記録簿に時間数、勤務内容を記入し、それを校長が確認することで、勤務時間の把握を行っているかと答弁されました。

しかし、これは自主申告であり、全員が提出しているわけではありません。

横浜市ではすでに2013年11月から約1ヶ月かけて市立小・中・特別支援学校の全県費教職員14,068人にアンケート調査を実施し、93%の有効回答率ということで、その結果はインターネットを通して公表されています。

川崎でもぜひ、このようなアンケート調査を実施し、まずはその実態を調査すべきですが、伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会では、教員の勤務時間等の実態を把握することを目的として、平成21年1月に策定した「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱」に基づき記録簿を作成することとしており、校長が教員の健康管理と円滑な学校運営を図るために、これを役立てているところでございます。

今後も、教員の勤務実態が正確に記録簿に反映されるよう校長を指導するとともに、教員の勤務時間の縮減や、学校業務効率化に向けた取組を推進するための基礎資料としてまいります。

#### ◎質問 ②

再度、伺います。

時間外勤務の把握については、あくまでも勤務時間記録簿の記入ですすめていくという答弁でした。2013年4月から6月におこなった調査でも教職員からは記録簿をつけても時間外労働は解消されない、記入する時間がもったいない、ということもあり、全員が提出しているわけではありませんでした。

そのような不十分な調査でも最長183時間の超過勤務教員をはじめ、健康被害が医学的に明らかかな月45時間を超えて80時間以上、100時間以上勤務している教職員がかなりの数いることも3月議会でも指摘しました。

給特法では、教職員会議・災害時など限定4項目以外の時間外労働はさせてはならない、とされています。

教員の現職死についてここ数年の実態を捉えていますか、うかがいます。

横浜市では、教職員の業務実態に関する調査を踏まえて実態を分析し、教職員が心身ともに、ゆとりを持って子どもと向き合う環境をつくる必要があると、その改善策として、夏季休業中の学校閉庁日の設定、定時退勤日の設定、課外活動の見直しなどに踏み込んでいます。見解をうかがいます。

**◎答 弁**

はじめに、教員の現職死亡者についてでございますが、過去3年間の状況といたしましては、平成24年度4名、平成25年度1名、平成26年度9名でございました。

死亡原因といたしましては、悪性腫瘍等による病死が11名、自死2名、不明1名という内訳になっております。

次に、子どもと向き合う環境づくりについてでございますが、教育委員会におきましては、事務局職員及び学校教職員代表で構成する学校業務検討委員会を設置し、学校からの意見を取り入れながら、校務支援システムの導入や各種調査等の見直しなど、学校業務多忙化の改善に向けた取組を進めてまいりました。

すべての教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境をつくっていくことは、大変重要なことと考えておりますので、今後とも、引き続き取組を進め、着実に改善が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

**■ 一般質問 公明党 川島議員（7月3日） ■**

**◆ 子どもの貧困対策について**

**◎質 問 ①**

国や県が示す計画の内、教育の支援については、「学校」を総合的な子どもの貧困対策を推進する「プラットフォーム」と位置付けております。本市においても学校が「プラットフォーム」として重要な役割を担っていくべきですが、教育長の見解を伺います。併せて、プラットフォームとして必要な役割についてどのような事が求められるのか具体的に伺います。

**◎答 弁**

本市における一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の取組といたしましては、少人数学級や少人数指導によるきめ細やかな指導の推進、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの適切な配置などを推進しているところでございます。学校が担うプラットフォームとしての役割といたしましては、家庭環境や住んでいる地域に左右されることなく、学校に通う全ての子どもの学力を保障することや、子どもや家庭の状況を適確に把握し、必要に応じて福祉部門などの関係機関と連携を図ることと認識しておりますので、今後も一人ひとりを大切にした教育活動のより一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**◎質 問 ②**

現在、健康福祉局の事業として「学習支援・居場所づくり事業」が行われています。生活保護世帯の生徒を高校進学に向けサポートする事業ですが、昨年は117人が参加し、99.15%の進学率でした。現場を視察させて頂きましたが、子どもたちが現場で生き活きとサポーターの方たちと取

り組んでいる姿が印象的でした。

運営する方にもお話を伺いましたが、学習面のサポートだけでなく、子ども自身が将来の夢、希望をもてるキャリア教育や自己肯定感を高める子どもへの接し方が重要だとの事でした。他都市では、こうしたNPO団体が教師への研修を行うなど積極的に教育現場と連携している事例があります。

本市でも積極的に連携すべきと考えますが、見解と今後の取組みを伺います。

#### ◎答 弁

将来に向けて社会的自立に必要な能力・態度を培うことや、自己肯定感を高めることを目指した教育を計画的・系統的に推進することは重要であると認識しております。

子どもたちの社会性を育むためには、学校はもとより、家庭や地域・社会、企業、NPO等と連携することが大切であり、学校とこれらが互いにそれぞれの役割を果たし、一体となった取組を進めることが効果的であると考えております。

教育委員会といたしましては、各学校が家庭や地域・社会、企業、NPO等との連携を深め、子どもたちの将来の社会的自立に向けた教育活動を推進できるよう支援してまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問 無所属 添田議員（7月3日） ■

#### ◆ 小中学生の朝食の摂取状況について

##### ◎質 問 ①

朝食を食べている児童生徒の割合

##### ◎答 弁

・本市児童生徒の朝食喫食状況についてでございますが、平成26年度に実施された全国学力・学習状況調査の質問紙調査におきまして、

小学校6年生、11,452人のうち、

朝食を毎日食べていると回答した割合は、95.7%、

あまり食べていない・全く食べていないと回答した割合は4.3%、

中学校3年生、8,757人のうち

朝食を毎日食べていると回答した割合は91.6%、

あまり食べていない・全く食べていないと回答した割合は8.4%、でございます。

平成25年度の同調査においては、

小学校6年生、11,404人のうち

朝食を毎日食べていると回答した割合は95.4%、

あまり食べていない・全く食べていないと回答した割合は4.6%、

中学校3年生、9,053人のうち

朝食を毎日食べていると回答した割合は91.4%、

あまり食べていない・全く食べていないと回答した割合は8.6%でございます。

欠食することは基本的な生活習慣が乱れ、学習意欲や体力、気力が低下する要因の一つと考えられておりますので、子どもたちが健やかに成長していくために3食の調和のとれた食事が大切であると考えております。

## ◎質問 ②

朝食に関する現状の対策、指導の状況

## ◎答 弁

朝食の喫食状況を更に改善していく取組についてでございますが、学校においては、食に関する指導計画を策定し、日頃から、食育推進に関する指導や取組を実施しております。具体的には、生活科、体育・保健体育科、特別活動等の授業のなかで、生活リズム、朝食の必要性などについて指導を行っております。

特に、体育・保健体育科におきましては、食事、運動、睡眠について触れ、体の発育・発達や健康の保持増進のために、調和のとれた生活を続けることの必要性について指導しております。指導後に、朝食を食べるようになった児童生徒からは、「食べていなかったときより調子が良い」という感想も聞こえておりますことから、指導の重要性を感じております。

## ◎質問 ③

今後の展望

## ◎答 弁

朝食を食べている人数の割合は、少しずつではありますが増加傾向が見られたところでございますが、一方、朝食を食べていない児童生徒もおり、その理由のひとつとして、朝食欲がないなどの生活リズムの乱れが懸念されるところでございます。

朝食につきましては、各家庭における生活習慣と切り離せない課題でございますので、学校からの保護者への便りにも朝食の効用などの記事を載せたり、保護者を対象に朝食メニューの調理実習を行うなど、家庭との連携にも努めております。

子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付けることは、生涯にわたる健全な食生活の実践につながることから、今後も喫食率を100%に近づけることを目標に、朝食を食べていない児童生徒も、「まずは一口食べるところから始めてみよう」という気持ちになるよう、地道な指導を行うなど、継続的な取組を行ってまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 自民党 山崎議員（7月3日） ■

### ◆ 伝統文化の普及促進について

## ◎質問

伝統文化の中でもわが国特有の俳句や能を通じて子供たちに言語文化を伝えていくことは大事なことですが、現在の取組を伺います。

## ◎答 弁（市長）

俳句や能、狂言などの伝統文化につきましては、小学校段階から触れることにより、生涯にわたって親しむ態度を育成することが重要であると認識しております。

中でも俳句は、文語の調子に親しむ入り口として優れた伝統的な言語文化であるため、五・七・五の十七音に込めた、季節や風情、思いなどを感じたり、句全体のリズムから国語の美しい響きを感じ取りながら音読したり暗唱したりする学習を行っております。また、伝統的な定型詩の特徴を生かし、凝縮した表現によって創作する楽しさを味わわせることにより、一層俳句への理解

を深めるとともに、更に多くの俳句に親しむ態度を養うことをねらいとした学習に取り組んでおります。

また、室町時代に成立した舞台芸能である能や狂言につきましては、小学校の国語の学習において狂言の言葉を音読したり、児童が役割を演じたりするなどして古典芸能への興味・関心を高める学習を行っております。また、学校によっては、能楽師を招いての体験学習や、狂言の鑑賞学習を行っております。

さらに中学校では、能や狂言などの古典芸能を含めた様々な種類の作品があることを知ることで、伝統文化への新たな興味・関心を喚起する学習を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、児童生徒が、創造と継承を繰り返しながら形成されてきたわが国の伝統文化に親しみ、受け継いでいけるよう、学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 無所属 月本議員（7月3日） ■

### ◆ シチズンシップ教育について

#### ◎質問（一括）

・まず「社会参加」と「政治的リテラシー」について伺って参ります。

先ほどの研究会報告書によると、「有権者だけでなく、我が国の将来を担う子どもたちも、社会参加学習・体験学習を行い、早い段階から社会の一員であるという自覚を持ってもらうことが必要である」という記述があります。

社会科見学で国会議事堂を訪問するというのも一つの機会ですが、より政治を身近に感じること、社会の一員である実感でさる機会が必要と考えます。

現在、本市の小学校では、子育て支援センターの設置を一つの例として、主活に政治の働きが反映する事例を授業で取り上げています。

市民生活と政治の関わりについて、具体的な例を挙げた授業が行われていますし、「かわさき教育プラン」でも地域社会に重きを置いているわけですから、せっかくなら、市議会の傍聴・見学や、市議会もしくは市職員による市政に関わる内容の出前授業等の機会を積極的に進めるべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

・社会参加教育について伺います。

東日本大震災発生以降、地域の絆やボランティア教育についての考えが広がっているものの、社会の構成員という自覚を持つ市民の割合を高めると言う意味では、課題があります。

「かわさき教育プラン」の基本目標は、共生・協働の精陣を育むことを目指していますが、この中に、「学校全体の活動の中に、ボランティア精神を培う体験活動の場を広げる」という趣旨が含まれています。

社会参加を促すために、ボランティア教育が大切ですが、学校としてのボランティアに関心を持ってもらう機会の提供ももちろんですが、これを契機に子どもたちの自主性・自立性をどのように育むか、教育長に伺います。

・そもそも、政治的リテラシーを育成するためには、いろいろな課題を多面的に見て解決するトレーニングが必要です。

一つのテーマについて様々な視点で議論し、互いの意見を尊重し、結果をまとめていくような

ワークショップ型の授業、例えば、まちを歩いて地域のいいところや悪いところをまとめるようなワークショップがありますが、このような談話解決が出来る政治的リテラシー育成のトレーニングが求められます。

フランスでは2002年より我が国の「学級活動」に相当する活動が創設されました。クラスや社会における問題について話し合いで解決する、民主主義のスキルを身につける教育が行われています。

また、米国では、3つの原則に基づき争点教育が進められています。一つ目に具体的な争点について議論する際、賛否の立場を明確にすること。二つ目に時事的なテーマを取り上げる。三つ目に時事問題の争点学習にはマスメディアの協力が必須であること。

これは争点教育が子どもにとって受け身の教育ではなく、自らがマスメディアや大人たちから情報収集し、考え、そして論理を組み立てて判断することを目的としています。

先程の、「かわさき教育プラン」の共生・協働の精神を育むためには、互いを知り、互いを尊重すること、そして、争点教育のように、自らの手で、またともに手を携えて、解決に結びつけていくトレーニングをするべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

・次にライフステージ教育について伺います。

政治判断は、多面的な視点や長いスパンをもって考えることも必要で、一人の人生のスパンで、生まれてから死ぬまでの人生設計をどのように考えていくかということが、まず基本になります、現在の問題だけでなく、将来に起こりうる課題についても考えることが「生きる力」につながります。

その意味において、義務教育段階から、ライフステージについて考えていく必要があり、これは社会科や公民科だけではなく家庭科等の複数の科目にも及ぶことで、実生活と政治の関係性を知ることが大切です。

「キャリア在り方生き方教育」では、実際に社会に出るまでの目標を考えていく方針が示されており、社会の一員として自立を目指していますが、社会の一員として、ライフステージに応じた政治や行政との関わりを考える機会をつくることで、政治的判断力を身に着けることにつながります。

まず、現在のライフステージ教育の実施手法および内容について教育長に伺います。

また、キャリア教育やライフステージ教育において、例えば、選挙に際し、候補者や政党の政策を見て判断するために必要な政治や行政との関わりについて、どのように教育を進めているか、現状と選挙年齢の引き下げに伴う今後の方針について伺います。

・続いて、政治的中立性について伺います。

英国では、11歳から16歳の中等学校段階において、教科として必ずしも独立しているわけではありませんが、主権者教育が必修化されています。

英国の主権者教育は、社会に対する責任感や参加意識、政治的な判断力を身に着けることを目的にしており、時事問題、社会的論争についての知恵の習得だけでなく、議論を通じた探究や意見の対立を解決する方法、模擬投票等の体験を重視した学習が行われています。

しかし、このような議論は、我が国において、教育基本法第14条第2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」という規定に関係してしまうと過大に判断され、我が国の教育現場では様々な意見の存在をも取り上げない傾向にあります。

他方で、英国、米国、ドイツなどにおける政治的中立性の標準的な考え方は、「対立する立場をフェアに紹介することと、それぞれの立場について正確な情報を伝えることが重要である」としてしています。

社会問題や地域課題について考え、市民が政治に参加していくためには、政治的な判断力の育成が求められます。

政治的中立性は、英同の事例等のように、意見対立を解決する方法を学ぶ目的としての主権者教育を進める際、政治的テーマを取りあげないということで中立性を確保するのではなく、取り上げた上でフェアな紹介をし、進めていくべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、国によってはフェアな事例紹介を行った上で、児童・生徒から教員の意見を求められた場合、自らの考えを答えるという事例がありますが、このような場合、本市の学校現場ではどのように対応するか、教育長の見解を伺います。

・選挙権に関連すると、成年年齢等の引き下げについても議論されるわけですが、平成21年の法制審議会の答申でも一定の条件をクリアできれば引き下げが妥当と述べられています。

しがしながら、現時点では、成年でない有権者が、どのように選挙に関わっていくかを考えながら対応を進めて行く必要があります。

すなわち、選挙運動が可能になるということは、当然選挙違反の取り締まり対象になる可能性も拡大します。

想定される違反として、候補者の子である高校3年の生徒が、投票依頼のために、昼食を学校内で振る舞った場合、高校3年生が選挙運動員として報酬を受け取った場合など、実際に起こり得る可能性が高いわけです。

先日も県立新城高等学校に川崎市選挙管理委員会事務局による出前授業が行われました。公職選挙法改正によって一部の内容を差し替え、選挙違反についても触れられていたと伺っています。

これから想定されることとして、選挙運動や選挙違反について、生徒から教職員が質問を受ける機会も増大していくことになり、その質問一つ一つに丁寧に答えるのが教育者の役割でもあります。

17歳の生徒がリツイートするのは選挙違反だという新聞記事もありましたが、このようなことに対応していかなければいけません。

そこで、選挙違反に対する啓発や指導について、代表質問の教育長答弁によると年内に主権者教育の計画を策定するようですが、生徒を守るための公職選挙法の研究は喫緊の課題です。

教育委員会と選挙管理委員会が連携して進めて行くわけですが、これは文科省のガイドラインがあろうとなかろうと、現行法の中でも、早急に対応が必要になりますが、教育長の見解を伺います。

・最後に、主権者教育と選挙の関係性について

米国では選挙を、有権者や将来の有権者への教育の機会としています。

例えば、大統領選挙の際に、子どもたちが選挙事務所に手紙で質問し、それに事務局が答えるという形式になっています。

選挙を体験し、選挙により政治教育の機会とする例としては、平成22年より参議院選挙時に神奈川県立全県立高校で模擬選挙が行われたことがあり、選挙を教育の機会として考えることは、我が国でも行われています。

ただただ模擬投票をするだけでなく、政治制度を学び、社会問題を議論する機会を踏まえ、合



計4回の授業が行われたとのこと。そして、投票率は20代の投票率の倍ぐらいになっていて、効果があったと考えられます。

このように、選挙を教育の機会と考えていくことは大切ですが、教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁

・選挙権年齢が18歳に引き下げられ、子ども達に、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培い、主権者としての自覚を育成することは、学校教育における重要な役割であると認識しております。

市議会の傍聴や見学、関係職員による出前授業等を通じて、地域社会を身近に感じ、社会の一員である自覚を促すことは大切な取組であると認識しておりますので、学校の教育課程編成の意向を踏まえたうえで、関係局等と調整・連携を図りながら、具体的な取組について検討してまいりたいと存じます。

・ボランティア活動を行うことは、子どもたちの自主性・自立性を高め、共生・協働の精神を育むことにつながるものと認識しております。

学校教育におきましては、特別活動や総合的な学習の時間において、地域の公園や川の清掃活動を行ったり、高齢者施設を訪問し、お年寄りと交流したりする活動が行われ、自分にできることは何かを考える学習活動が展開されているところでございます。子どもたちからは、「最初は大変だと思ったけれど、清掃活動を続けることで、地域の川や公園がきれいになったことが嬉しくなった」「ボランティア活動をしていると、様々な人からありがとうと声をかけられ、自分が人の役にたっていることが分かり自信がついた」等の声があがっております。

子どもたちの自主性・自立性を育むためには、こうした地域に目を向け、地域貢献につながる体験活動を充実させることが大切であると考えております。

・政治的判断力や批判力を育成するためには、情報を収集し的確に読み解き考察し判断する学習が必要であると存じます。こうした学習の土台ともいえる、話し合いのスキルの育成につきましては、小学校段階から特別活動の学級活動や児童会・生徒会活動において学校生活の課題を取り上げ、意見の相違があるときにも「自分もよくてみんなもいい」という理念のもと、対立する意見に折り合いをつけ、手を携えて解決に結びつける能力を育てているところでございます。

このような望ましい集団活動を通して、一人一人の児童生徒が互いのよさや可能性を認め、生かし、伸ばし合うことができるようにする学級活動の取組は我が国の特徴であり、国際的にも大いに賞賛されているところでございます。

こうした体験を踏まえ、判断力や批判力を高める取組といたしましては、小学校の高学年や中学校の国語では、座談会やパネルディスカッションなどの討論が実践されております。また、高校においては国語表現の授業で、異なる考えを尊重し、課題を解決するために論拠の妥当性を判断しながらディベート形式による話し合いをすすめる学習を取り入れております。

こうした学習経験は、民主的に解決する能力を育て主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育むことに大いに役立つものと考えております。

・子どもたちの成長過程においては、自己肯定感の醸成、学ぶことや働くことの意義の理解など多くの課題があり、学校教育とも深く関わっております。このため、本市におきましては、キャリア在り方生き方教育を推進し、子どもの実態や各学校の特性等を踏まえて、社会的自立に必要な能力や態度を育てることを系統的・計画的に実践してまいります。

キャリア在り方生き方教育を進めるにあたっては、地域・社会と連携した体験的な学習活動や、

社会の基本的な仕組みについての知識なども深めるようにしております。

これにより、子どもたちが、発達の段階に応じて自らの人生観や世界観、職業観・勤労観を含む価値観など、自分なりのものの見方や考え方を形成・確立できるようになるものと考えております。

子どもたちが自己の見方考え方に基づき、政治や行政についての判断力を身に付けることは重要でございますので、主権者教育の充実を図ってまいります。

・はじめに、政治的テーマの取扱いについてでございますが、これまでも世代間や地域間、国家間に存在する諸課題等について「持続可能な社会を形成する」という観点から、ディベートや討論などを通して課題を探究する学習を行っておりまして、今後もこのような授業の重要性を踏まえ、政治的中立性を確保しながら指導を深めてまいりたいと考えております。

次に、政治的テーマなどの個別事例を取扱う場合の指導につきましては、様々な立場の意見や考え方があること、広い視野で情報を収集して判断する必要があることなどを学ばせながら、生徒の政治的リテラシーを高めることが大切であると考えております。指導に際しては、教員が生徒に偏った考えを示したり、誘導することのないよう、教育基本法に示されております政治的中立性を十分に確保する必要があると考えております。今後、教育委員会といたしましては、国の動向に注視しながら、政治的事例の取扱い方法や留意点等につきまして研究してまいりたいと考えております。

次に、政治的判断能力の育成についてでございますが、「常時啓発事業の在りかた等研究会」最終報告書では、本市の選挙管理委員会との連携による生徒会役員選挙の支援事業等、直接学校に出向いて子どもたちに働きかける事業が紹介されており、このような事業を普及させていくことが必要であると述べられております。

今後も、同様の事業を活用するとともに「ハイスクール出前講座」など選挙に関する知識を身に付ける連携事業等を生かしながら、政治の仕組みや役割について考えを深め、有権者としての責任を自覚するよう取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、各学校段階における主権者教育を進め、将来の有権者である子どもたちの政治意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

・選挙権年齢の引き下げにより、場合によっては高校生の活動が公職選挙法に触れてしまうことも考えられますので、こうしたことを防ぐためにも、高校生が選挙についての正しい知識や判断力を身につけることが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、選挙管理委員会と連携しながら公職選挙法についての研究もすすめ、生徒が正しい認識のもと選挙に臨めるための指導ができるよう、高校の教員を対象とし、具体的な事例を想定した研修を年内に行う予定でございます。また、現在、本市のガイドラインとして作成中の指導資料には、主権者教育の指導事例とともに、主権者教育を進めていく上で必要な法律や情報等も盛り込む予定でございます。

・選挙を教育の機会と考えていくことは、主権者の育成におきまして重要なことであると認識しております。

中学校社会科では選挙につきまして、具体的な事例を取り上げて関心を高めたり、正しい選挙が行われていることや選挙に参加することの重要性について考えたりすることを重視しております。高等学校公民科におきましても選挙について取り上げ、主権者としての主体的な政治参加の在り方について考察させる学習に取り組んでおります。

今後も、選挙を教育の機会として捉え、主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育む主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 自民党 吉沢議員（7月6日） ■

◆ 全ての女性が輝く社会について

◎質問

卵子の老化等、妊娠適齢期について医学的見地による客観的な視点から義務教育レベルで教育すべきであると提案しましたが、その後の取組と成果について教育長に伺います。また講義を受けた生徒の感想があればお聞かせください。

◎答弁

市立中学校では、保健分野において心身の発育・発達と健康の学習とともに、昨年度、延べ37校におきまして、各区保健福祉センターと連携して講演会を実施し、生命の尊重、自分の体を知ることなど、性に関する学習を行ってまいりました。

このほかの取組といたしましては、地域の子育ての団体との交流や妊婦体験などを通して、子育ての楽しさや大変さ、命の大切さについても理解を深めたところでございます。

講演会で学習した生徒からは、「自分の体を大切にしなければいけない」、「自分の命の重さを知りました」、「命というものは、素晴らしいものでずっとつながっていて、大切なものだということに改めて気づかされました」、「赤ちゃんが生まれると周りの人も幸せになれると思いました」など、様々な感想が寄せられているところでございます。

今後も、保健分野での学習とともに、引き続き各区保健福祉センター等と連携して、命、性に関する学習を行ってまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 公明党 田村議員（7月6日） ■

◆ 教育環境の整備について

◎質問 ①

・宮前平中学校区の小中学校区の状況について教育長に伺います。

宮前区内ではマンション等の大型開発が見られ、地域によっては児童生徒の増加により、小中学校施設の狭隘化が懸念される学校もあると考えます。例えば、宮前平中学校です。

2013年・2014年の宮前平中学校区内における、総合調整条例対象事業として届け出があるのは11事業、1035住戸数と開発が進み、また330戸ある宮崎台公務員住宅も、この秋から入居が再開されます。

このような、開発状況中で、今年の5月の宮前平中学校の生徒数は、普通学級だけでも31学級、1187人となっており全市中学校51校の中でも2番目に生徒数が多い学校です。

この宮前平中学校は狭隘化が進んでいる状況であると考えますが、宮前平中学校の今後の生徒数の見込みを伺います。

また、宮前平中学校区内にある4つの小学校、宮前平小、富士見台小、宮崎台小、土橋小の今後の児童数の見込みについても伺います。

◎答弁

・はじめに、宮前平中学校における今後の生徒数の見込みについてでございますが、

本年5月1日現在の速報値では、普通学級の生徒数は1,187名でございますが、地域の人口動態や周辺の住宅開発の動向等も踏まえて昨年10月にとりまとめた長期推計では、平成32年には、現在より約70名減少していくものと予測しております。

次に、宮前平中学校区内にある4つの小学校の児童数の見込みでございますが、

宮前平小学校につきましては、本年5月の児童数465名に対し、同じ長期推計では、平成32年までに約50名増加していくものと見込んでおります。

一方、富士見台小学校では、本年5月の児童数970名に対し、平成32年までに約80名の減少、同じく宮崎台小学校でも、本年5月の児童数768名に対し、平成32年までに約90名の減少を見込んでおります。

また、土橋小学校では、平成32年の時点でも、本年5月の951名とほぼ同じであると予測しておりますので、4校合わせて約120名減少するものと見込んでいるところでございます。

したがいまして、宮前平中学校区の児童生徒数は、当面、減少していく傾向を見込んでおりますが、住宅開発の動きが続いている地域でもあることから、今後も開発情報等の把握に努め、児童生徒数の推移に注視するとともに、引き続き良好な教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎質問②

・ご答弁では、減少していくとのことですが、それでも、しばらく宮前平中学校においては、1000人を超えている状況が続きます。

一般的に、このような規模の大きな学校への対応策としては、一時的余裕教室・多目的室等の転用や校舎の増築・改築などによる教室等の確保の他に通学区域の見直しが手法として考えられますが、学校は教育の場としてではなく、市民活動や防災の拠点などの面からも、住民の生活や地域の活動と密接な関わりを持っており、通学区域はこうした地域活動を行う単位として大きな役割を果たしているとともに、長い歴史の中で定着しているものであると考えます。

頻繁に通学区域の見直しを行うことは地域への影響も大きく好ましいことではないと考えますが、宮前平中学校区においては、自分たちの学区が変更されてしまうのではないかと懸念される声も聞いています。そこで、現在、宮前平中学校区の変更の予定があるのか伺います。

#### ◎答弁

宮前平中学校におきましては、当面、生徒数が減少する傾向にあると見込んでおりますので、宮前平中学校区における通学区域の変更につきましては、現時点では予定してございませんが、常に開発情報等の把握に努めてまいりたいと存じます。

### ■ 一般質問 民主みらい 露木議員（7月6日） ■

#### ◆ 県費教職員の移管問題と教職員の多忙化解消について

##### ◎質問①

県費教職員の市への移管問題と教職員の多忙化について伺います。多忙化については多様化している学校への支援の面から伺います。

まず、県費教職員の市への移管が2年後に行われますが、現在市と県とは給与、手当、福利厚

生、休暇などの権利に違いがあります。それらをこれからどうしていくのかなど、移管に向けた準備状況について伺います。

**◎答 弁**

現在、神奈川県と県内3指定都市で構成する「指定都市への県費負担教職員事務の移管に関する協議会」やワーキンググループを中心に、移管に伴う課題の整理や業務ノウハウ等の情報共有を行うとともに、関係局との連携を図りながら、円滑な事務移管に向けた準備作業を進めているところでございます。

また、県費負担教職員の市費移管後の勤務条件等につきましては、関係局との調整を行うとともに、適宜、職員団体との協議を進めているところでございます。

**◎質 問②**

これまで県が国との協議の中で措置されてきた教職員の定数配置改善について、29年度はどのように措置していく考えなのか伺います。

**◎答 弁**

平成29年4月の県費負担教職員の移管に併せて、学級編制基準及び定数の決定権限が移譲されますので、本年3月に策定した「かわさき教育プラン」に基づく取組や、学校現場での日常的な課題等を踏まえながら、移譲される権限の効果が学校現場に広く行き渡るよう活用方策等の検討を行い、権限移譲を契機とした、本市の学校教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

**◆ 児童生徒の支援の充実について**

**◎質 問**

・次に、学校ではいじめ、不登校、貧困、非行など子どもたちの様々なニーズに対応していく必要に迫られています。特に2月の川崎区での痛ましい事件などに象徴されるように家庭や地域、警察などとの対応が必要なケースも年々増えています。

そうした中、中央教育審議会の作業部会は教員が教育に専念できるよう校長のリーダーシップの下、教職員や様々なスタッフが役割を分担する「チーム学校」のあり方を議論しています。また、文部科学省もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員などを拡充する体制整備を打ち出しています。

また、横浜市では教員の業務負担軽減のため事務作業を補助する「職員室業務アシスタント」を13の小中学校に試験的に導入しました。

本市ではこれまでもスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、児童の登下校の安全確保のためにスクールガードリーダー(SGR)の配置も進められてきています。

平成23年からは子どもをめぐる様々な課題に対して校内連携を図るとともに、地域、保護者との対応する児童支援コーディネーターの配置を進めるなどしてきました。こうした取り組みにより、子どもの様々な課題に対して教職員の連携が徐々にすすんできているとのこと。

これまで進めてきたSC、SSW、SGRの配置、児童支援コーディネーターの専任化を拡大することによって、多様化・複雑化する子どもの対応が進められると考えます。方向性を含めた見解を伺います。

**◎答 弁**

悩み相談など子どもを心理面からサポートするスクールカウンセラーや、子どもを取り巻く家庭や地域の課題を調整するスクールソーシャルワーカー等の機能を、学校が十分に理解し、適切に連携し合うことにより、早期に子どもの課題改善が図られるものと考えております。また、警察官OBのスクール・ガードリーダーが、登下校時の安全指導や学校内外の防犯対策にかかわる指導助言などを行うことにより、児童の安心・安全の確保が図られているところでございます。

小学校における、専任化された児童支援コーディネーターは、校内の支援体制づくりを推進するとともに、外部機関との連携の窓口としての役割も担っております。

教育委員会といたしましては、児童支援コーディネーターがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクール・ガードリーダー等、外部の専門家とも適切に連携を図ることで、担任など一部の教員が課題を抱え込むことなく、組織的に対応する「チームとしての支援」が推進され、多様化・複雑化する子どもの課題改善がさらに進むものと考えておりますので、今後も充実に努めてまいります。

#### ◆ 学校体制の充実について

##### ◎質問

・最後に市長に伺います。子どもたちの笑顔があふれるまち川崎であってほしいと私も思います。最初に述べたようにいじめ、不登校、貧困、非行など様々な課題を持ち、多様なニーズのある子どもに必要な対応が行われるよう学校の体制をより一層充実させていただきたいと思います。教育委員会が市長の下に置かれ、29年度には教職員の待遇も市へ移管される準備が進められている今、本市の教育環境整備、特に学校の体制の充実について市長の思いを伺います。

##### ◎答弁(市長)

この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、第1回総合教育会議を開催したところでございます。

総合教育会議では、私と教育委員会とが教育政策について議論することで、政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になると考えております。

私といたしましては、本市の教育環境等の整備、学校体制の充実は、重要な課題と認識しておりますので、この会議を有効に活用し、今後、教育委員会と十分協議・調整してまいりたいと考えております。

#### ■ 一般質問 共産党 勝又議員（7月6日） ■

#### ◆ 教育環境改善について

##### ◎質問①

私はこの間学校訪問を行ない、学校と子どもたちの置かれている実情をこの目でみてきました。そこでいくつか質問をいたします。

はじめに学校施設長期保全計画についてです。事前にいただいた資料の内、市内の学校施設築年数を見ますと建築年数が20年を超えるものが全体の7割を占め学校の老朽化が深刻な事態になっています。建築60年という学校も放置されたままです。

私が訪れた川崎北部のある学校では「水道管をひねるとまず赤さびが出てくる」「ガス管も古くガス漏れをおこしたが早期に発見したため大事にいたらなかった」「天井から水漏れがし、防水対

策を申請しているが音沙汰がない」ということでした。「防災拠点となるべき体育館も水漏れがする」というお話も聞きました。

このような老朽・危険校舎をどのような計画で改築・改修をおこなっていくのでしょうか。伺います。

#### ◎答 弁

本市の学校施設につきましては、これまでも安全で快適な教育環境を確保するため、破損、劣化部位の補修等に努めてまいりました。

今後につきましては、学校施設長期保全計画に基づき、築年数に応じ校舎・体育館を3つのグループに分類し、改修による老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を計画的に実施し、長寿命化を推進してまいります。

本計画の実施にあたりましては、平成26年度から概ね10年間を第1期取組期間とし、築年数に応じた改修を行い、教育環境の底上げを図ってまいりたいと考えております。

なお、破損、劣化部位の補修等につきましても、緊急度、優先度に応じ、これまでと同様に取り組んでまいります。

#### ◎質 問②

今、「ほぼ今後の10カ年で改築・改薄を行っていく」という答弁でした。私は、その計画の一節にあたる「平成26・27年度の設計着手校一覧」をいただいています。それによると脱明のあった26年度設計着手グループの校舎・体育館がスッポリとぬけています。また27年度設計着手の項目からはCグループの校舎9校分がスッポリと抜けています。なぜ、計画から抜けてしまったのでしょうか。伺います。

#### ◎答 弁

学校施設長期保全計画につきましては、平成26年3月に計画を策定し、平成26年度から取り組みを開始したところでございますが、同時に多数の学校施設の改修に着手することとなりますので、確実な事業実施を期するため、着手時期を平成26年度と27年度の2箇年に分けたところでございます。

今後におきましては、本計画に基づき、第1期取組期間における着実な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎質 問 ③

今の計画でも10年かかってしまいます。当初予定からずれ込んでいるようでは、その計画すら、遅れに遅れて、そのうちに新しく立て替えた校舎・体育館も改善・修繕しなければならないという事態を迎えざるを得なくなるのではないのでしょうか。今の計画を前倒ししてでも早期に改築・修繕計画をキチントたて、改築・改善すべきです。そのためにも、全ての学校ごとに、何年度設計着手、何年度改築行うということを明らかにすべきです。伺います。

#### ◎答 弁

学校施設長期保全計画におきましては、各グループ毎に学校が保有する最も古い築年数の校舎、及び体育館に着目し、順次改修に着手していくことを基本としておりますが、児童生徒の増加に伴い増築が必要となる場合や、校舎と体育館の改修工事が同時期となる場合等においては、工事の輻輳による学校への影響を考慮し、着手時期を調整する必要が生じることもございますので、

学校ごとの状況を総合的に判断し、計画的に着手してまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ④

子どもたちが使うトイレが完全に様式で和式ゼロという学校は小・中165校のうち、3校に過ぎませんでした。「汚い・暗い・奥い」3Kのトイレ、いまだに和式が主流という学校がほとんどです。いま、ほとんどの家庭は洋式になっているため、学校の和式で暗いトイレにはいることができず、我慢をして、自分の家のトイレに駆け込む子ども、そして、トイレに入れないためにわくわくプラザにも参加できない子どもたちもいると聞きます。トイレ快適化計画で小学校・中学校165校のうち、これまで改善を行った学校数と、それぞれの学校ごとの、箇所数を伺います。

#### ◎答 弁

平成20年度から学校トイレの快適化事業に取り組み、床の仕様が湿式の134校を対象に、便器の洋式化や床のドライ化などトイレの環境改善を実施しており、平成26年度末で小学校58校177箇所、中学校21校73箇所、計79校250箇所を整備したところでございます。

#### ◎質問 ⑤

明るくなり、なんとなくオシャレになった快適化トイレは子どもたちの人気です。汚いトイレをさけて、快適トイレに向かう子どもたちの姿を見ました。早急にトイレの快適化を進めるべきです。改善のための年次計画を明らかにすべきです。伺います。

#### ◎答 弁

学校トイレの快適化につきましては、児童生徒の要望が高く、かつ、重要な課題であると認識しておりますので、学校トイレ快適化事業での改修を行うとともに、学校施設長期保全計画に基づき、全ての学校のトイレの快適化に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ⑥

・小中学校の特別教室へのエアコン設置について伺います。

普通教室へのエアコン設置が基本的に完了しました。しかし、近年の夏場の暑さから、いま教育現場の切実な要望となっているのが、特別教室へのエアコン設置です。

音楽室は防音の問題もあり、100%設置です。ところが理科室、美術室、小学校の家庭科室、中学校の被服室などの設置率は20数%から30数%ときわめて低い設置率になっています。「サウナのような状態で学習に集中できない」、「授業中に体調を崩す人が何人も出る」という声が上がっています。

学校施設長期保全計画で順次設置していくとのことですが、何年かかるか分かりません。計画を前倒しし、早期に設置すべきです。伺います。

#### ◎答 弁

特別教室のうち音楽室につきましては、合唱や楽器を演奏するなど、窓を開閉することが難しいことから全学校に空調設備を設置しているところでございます。その他の特別教室につきましては、各学校や児童生徒の実態、教室の配置等の個別の状況を踏まえて適宜対応しているところでございます。

今後は、これまでの取組に加え、学校施設長期保全計画に基づく教育環境の質的向上の中で、快適な教育環境を確保するため、特別教室の空調設備等につきましても整備を進めてまいりたい



と考えております。

#### ◎質問 ⑦

すでにクーラーを設置しているところでは、節約と節電のために窓をあけて外の風を取り入れるという工夫も学校現場では行っています。しかし、学校によっては、窓をあけると虫や蚊が飛んできてなかにはヘビも入ってくることもあり、うかつに窓があげられません。せめて網戸でもあればというのが現場の切なる願いでした。このようなちょっとした工夫・気遣いに教育委員会ではこたえるべきではないでしょうか。網戸の設置を希儀する学校には設置すべきです。伺います。

#### ◎答 弁

学校からの営修繕の申請につきましては、学校からの依頼に基づき、現場の確認や学校管理職の意見等を聴取するとともに、教育委員会において、緊急性・安全性・優先性等を考慮するなどして、教育環境の維持・改善に努めているところでございます。

#### ◎質問 ⑧

次に学校の給食調理室の現状です。

川崎の飛び地にある岡上小学校を見せてもらいました。そしてビックリしました。まず、調理員さんのトイレですが、単校給食調理員は調理室内のトイレに入らなければならない規則なので、調理室内のトイレにはありますが、それが、和式のトイレです。職業病の腰痛で腰を痛めているのに、その上にしゃがみこむ和式のトイレはあまりにも気の毒とのことでした。文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」では「衛生的で、使い易い位置にあること」としています。早期に改善すべきと思います。伺います。

#### ◎答 弁

学校からの営修繕の要望に対しましては、現場の確認や学校管理職の意見等を聴取するとともに、教育委員会において緊急性・安全性等を考慮し、教育環境の維持・改善に努めているところでございまして、岡上小学校の調理員用トイレにつきましても改善を図ってまいります。

#### ◎質問 ⑨

野菜を洗うシンクについてですが、本来なら3槽式のところを2槽式で設置されているため、「たらい」などを使って3槽式にしているとのことでした。「学校給食衛生管理の基準」によれば「3槽式構造とすること」としています。これは「学校給食に使用される野菜類は2次汚染をうけている可能性があり、納入された食材は3槽シンクにより丁寧に洗浄し、食中毒を起こすリスクを低減するため」としています。2槽式は文部科学省の基準にも反するのではないのでしょうか。しかも学校は「6年前から申請しても改善されないままだと」いいます。教青委員会自らが学校給食衛生管理基準に違反しているとしか言いようがありません。教育委員会が各学校を調査し、2槽式の場合ただちに3槽式に改めるべきではないのでしょうか。伺います。

#### ◎答 弁

給食室のシンクにつきましては、学校給食衛生管理基準において、「加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクは別々に設置するとともに、三層式構造とすること」と規定されているところでございます。

本市におきましても全ての学校の実態を把握し、学校給食衛生管理基準に基づいた、給食室の

環境改善を図ってまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ⑩

この学校の給食調理室は半地下のようなところに設置され、体育館側の入り口と、給食職員などの出入り口から、大雨や台風のときには大量に水が入りこんでくるために土嚢を30個つまなくてはならず、毎回大仕事になっているという訴えがあり、私も直接みてきました。子どもたちの衛生上・また健康にとって重大問題であり、早急に調査し、入り口に雨水が入り込まないような対策をすべきと思います。伺います。

#### ◎答 弁

既に、岡上小学校の現場を担当が確認し、給食室周辺は、雨水がたまりやすい構造になっていることを確認しているところでございます。

建物の構造上、抜本的な改善は難しい状況ではございますが、排水機能を確保するための措置を適宜実施するなど、給食室の衛生環境の改善に努めるとともに、構造上の問題につきましても技術的な見地から調査研究してまいりたいと考えております。

### ◆ 学校司書について

#### ◎質問 ①

代表質問で、学校司書は勤務中の事故やけがについては保険適用がないため、自己負担となっている、改書すべきではないかとお聞きしたところ、公務災害などにたいする身分保障については、モデル実施の検証を踏まえ、今後検討していくとのことですが、すでに、7名の方は業務を行っていて、いつ、何が起こるかわかりません。すぐに、保険適用を行うべきです。伺います。

#### ◎答 弁

今年度、学校司書モデル校の募集をする際に、学校司書の謝礼金としての報償費を1回3時間3,000円とさせていただきます。けがや病気の保険適用につきましては、その条件の中で、自己負担をお願いしております。

今後、学校司書の災害時への対応などにつきましては、モデル実施の検証と合わせて対応策を検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ②

今後の学校司書の配置については、モデル校での効果を検証し、適正な配置を検討していくとのことですが、昨年、法改正が行われ、「学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を置くよう努めなければならない」としているわけです。学校司書の配置については、全国では小学校58.8%に比べて、川崎市は17%、横浜市では51%の配置率で2016年度までに全校配置の予定です。今回の7校の学校司書の募集に、45名の応募があったと伺っています。公募にすれば、さらに多くの方の募集が見込まれます。早急に常駐の専任、専門、正規の学校司書を全校に配置すべきです。伺います。

#### ◎答 弁

本市におきましては、現在、総括学校司書を各区3名、計21名配置し、各学校を巡回しながら、学校図書館の環境整備や子どもたちの読書活動の充実のために支援しているところでございます。

さらに、今年度からは各区に1校、計7校の小学校に学校司書のモデル校を配置し、その効果を検証しているところでございます。今後は、巡回型の総括学校司書を継続しながら、年間を通して学校司書のモデル校での効果を検証し、学校図書館のさらなる充実のため適正な配置を進めてまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 公明党 浜田議員（7月6日） ■

### ◆ スクールソーシャルワーカーについて

#### ◎質問 ①

・次に、スクールソーシャルワーカーについて、教育長に伺います。本年2月20日の事件に関しまして、庁内対策会議が設置され、その報告書の間取りまとめが公表されました。

この中の「再発防止策に関して」というところで、スクールソーシャルワーカーについて触られています。

その表現は、途中を省略しますが、「生徒指導担当教諭は、(中略)スクールソーシャルワーカー等関係機関のより有効な活用が可能となるようにする必要がある。」となっているだけで、再発防止策であるものの、「必要がある」というだけで、「必要があるのでこのようにする」というものがないところに不十分さを感じるものです。最終の報告書には、「必要があるのでこのようにする」という具体的なものを盛り込まないのでしょうか、伺います。

・事件のあと、4月からは川崎区のスクールソーシャルワーカーが1名から2名へと1名増員になったようですが、実際に、スクールソーシャルワーカーの派遣要請は増えているのでしょうか、伺います。

・また、学校長はじめ教職員の皆さんに、スクールソーシャルワーカーについての理解を深めていただくための研修などは、行われているのでしょうか、伺います。

・保護者や児童生徒の皆さんへの広報につきましても力を入れていただきたいと思いますが、取り組みがありましたらお示しください、

#### ◎答弁

はじめに、スクールソーシャルワーカーの、より有効な活用についてでございますが、各学校では従来から、児童生徒個人に寄り添った、丁寧な生徒指導を図るための体制づくりに取り組んでいるところでございます。そのために、教育委員会といたしましては、十分な生徒理解に基づく生徒や保護者・家庭との信頼関係づくり、緊急支援チーム等の編成など、状況に応じた柔軟で組織的な指導体制の再構築等に取り組むことを示しております。そのような体制の中で、生徒指導担当教諭には、校内におけるコーディネート機能を高め、スクールソーシャルワーカー等関係機関との連携が、より実効的なものになるよう求めているところでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーの派遣についてでございますが、川崎区では、本年4月・5月の実績といたしまして、対応した学校数は昨年度の同時期に比べて1.5倍、学校訪問回数は同じく5倍以上に増えております。

次に、研修についてでございますが、毎年、年度当初に開催しております全市合同校長会議で周知するとともに、毎月開催される小学校支部校長会議・中学校地区校長会議等での具体例を示しながらの情報交換を通して、効果的な活用の啓発を図っているところでございます。

また、児童支援コーディネーターを含む各学校の児童生徒指導担当者に対し、児童生徒指導連

絡協議会におきまして、具体的な活用事例も紹介しながら、スクールソーシャルワーカーの役割や活用について啓発を行っているところでございます。

次に、広報についてでございますが、本年7月に発行いたします「教育だよりかわさき」第104号におきまして、区・教育担当の業務とあわせてスクールソーシャルワーカーに関する記事を掲載し、広く保護者、児童生徒、一般市民の皆様にも、その活動について、お伝えするところでございます。

### ◎質問 ②

日本人の国民性のひとつとして、しばしば、我慢強さ、忍耐強さが挙げられます。

児童生徒が不登校になった場合などに、担任の先生や学校長が、もう少し自分の力で何とかできないか、頑張ってみようとなってしまう、それが結果として、効果的な対応を取ることを遅らせてしまうことはないかと不安を感じます。

・2月の事件後、教育委員会として、二度と同じような事件を起こさないようにと、児童生徒の不登校などへの対応を強化していることと思いますが、スクールソーシャルワーカーの派遣に至るプロセスにおいて、どのような改善が図られたのか、伺います。

・スクールソーシャルワーカーを派遣すればどんな問題も解決すると思っているわけではありませんが、仮に、現時点において、2月の事件と同じように、児童生徒が不登校となり、担任の先生が自宅に連絡してもなかなか連絡が取れないというような場合に、今の教育委員会の体制では、スクールソーシャルワーカーを派遣することになるのでしょうか、伺います。

### ◎答 弁

スクールソーシャルワーカーにつきましては、原則として学校長の要請を受けて派遣することとしておりますが、今後は、学校と連携する中で必要と判断した場合には、区・教育担当から学校長に対して積極的な活用を提案してまいりたいと考えております。このため、区・教育担当が校務支援システムを活用して長期欠席者を早期に把握することにより、学校と連携して、迅速かつ適切な支援を行える体制を整備いたしました。

併せて、スクールソーシャルワーカーや関係機関への相談がより柔軟に行われるよう、小学校の児童支援コーディネーターや、中学校の生徒指導担当教諭のコーディネート機能を高める取組も、さらに推進してまいります。

家庭との連絡が取りにくい不登校児童生徒への支援につきましては、個々の状況を踏まえながら、家庭や児童生徒の支援に関する部署との情報共有、児童相談所など福祉関連機関からの働きかけ、警察との相互連携の強化など、適切な支援策を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

### ◎質問 ③

総合的に判断し対応する、ということで、必ずしもスクールソーシャルワーカーを派遣するとは限らない、という答弁でした。

少なくとも、学校へはスクールソーシャルワーカーを派遣して、学校長や担任の先生と話し合う、とキチンと言い切るべきと思いますが、見解を伺います。

### ◎答 弁

心理の専門家として、児童生徒、保護者等の抱える心の問題を改善・解決していくスクールカ

ウンセラーに対し、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識・技術や、福祉機関等とのネットワークを活用して、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る役割を担うものでございます。

児童生徒を取り巻く環境の改善に向け、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣することは効果的であると認識しておりますが、場合によっては、スクールソーシャルワーカーでの対応にはなじまない事案もございます。

例えば、児童生徒が行方不明であったり、家庭で虐待を受けていると疑われる場合には、速やかに学校から警察や児童相談所への連絡・相談が必要でございます。

したがいまして、個々の状況を踏まえながら、適切な支援策を総合的に判断することが大切であると考えているところでございます。その上で、必要があると判断した場合には、必ずスクールソーシャルワーカーを派遣してまいります。

## ■ 一般質問 共産党 井口議員（7月6日） ■

### ◆ 多摩市民館の出張講座について

#### ◎質問

多摩市民館の出張講座について、教育長にうかがいます。これは、昨年6月議会で求めたものです。各区の市民館や分館では多彩な講座が開催され、市民の社会教育の機会を保障しています。しかし、分館のない地域はその機会が少ないとして、たとえば生田出張所の会議室を使った出張講座を行えないか、と質問いたしました。教育長から「その地域における学習ニーズや望ましい事業内容、交通の利便性や受講者の見込み等を十分考慮した上で検討する」とご答弁をいただきましたが、その後どう検討されているのか、うかがいます。

#### ◎答弁

多摩市民館では、各種事業の参加状況等を踏まえ、生田地区における学習ニーズや、望ましい事業内容等を考慮しながら、生田出張所の会議室での出張講座の開催について検討を行ってまいりました。

その結果、生田出張所におきまして、本年9月から全5回の講座として、退職後のシニア世代の地域デビューを支援する「シニアの社会参加支援事業入門編」を開催することにいたしました。

この講座では、地域で自分らしく健康に暮らすことや、地域でのつながりなどを学習テーマとしながら、地域で支え合える関係作りや、自発的に地域で活動することの大切さを学ぶ機会にしてまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 公明党 かわの議員（7月6日） ■

### ◆ 生ごみ減量の取り組みについて

#### ◎質問 ①

「生ごみリサイクルプラン」では、ごみの排出事業者に対して、減量への取り組みをするよう求めています。

本市でも、市立病院をはじめ、小学校や保育園の給食、今後は中学校給食の給食センターなど、多くの事業者があります。肥料・堆肥化が課題であるため、生ごみ減量、とりわけ発生抑制への

取り組みが重要です。これまで、市の各施設はどのように取り組んできたのか、排出抑制などに向けた計画書ではどのように対応してきたのか、具体的な内容と今後の取り組みを、病院局長、教育長、子ども本部長に伺います。

**◎答 弁**

はじめに、学校給食に関する生ごみリサイクルにつきましては、平成11年度以降、一部の学校におきまして、生ごみ処理機を設置し堆肥化の取組を実施してまいりました。現在では、環境局事業も合わせて3校において堆肥化を実施しているところでございます。また、平成22年度からは、残渣を回収し養鶏・養豚用の配合飼料の原料とする飼料化事業を開始し、平成27年度においては21校において実施しているところでございます。

次に、今後整備予定の学校給食センターの残渣につきましては、要求水準書において、脱水処理による減容を行い適切に保管することとしております。最終的な残渣の処理につきましては、市が行う予定でございますので、これまでの生ごみの減量化の取組を踏まえながら、適切に実施してまいりたいと考えております。

学校における給食残渣の減量への取組は、資源循環型社会を目指すことや、環境教育の観点からも大変重要なことでございますので、今後も引き続き関係局と連携を図りながら進めてまいります。

**◎質 問 ②**

病院局では既に、先ほどのご答弁では情報収集しているとの事なので、教育長、子ども本部長にですが、減量への取り組み、費用対効果の検証など、しっかり取り組むべきと考えますが、見解と取り組みを伺います。

**◎答 弁**

学校給食に関する生ごみリサイクル手法につきましては、技術の進歩や社会情勢の変化等もございまして、今後も情報収集や、様々な手法に対し費用対効果の検証等を行ってまいりたいと考えております。

**■ 一般質問 民主みらい 飯塚議員（7月6日） ■**

**◆ 県立図書館について**

**◎質 問 ①**

—昨年12月神奈川県議会で黒岩知事は県立川崎図書館の移転先として高津区にある“かながわサイエンスパーク(KSP)への移転計画を表明しました。今年度神奈川県は県立図書館再整備のための予備調査事業費として568万円余を計上しました。そこでこれまで神奈川県の意向についてどのように把握されてきたのか教育長に伺います。

**◎答 弁**

本市では、これまで「県の予算編成に対する要望」等の機会を捉えながら、県立川崎図書館が持つ産業情報機能の市内での存続について、要請してきたところでございます。

平成27年4月には、神奈川県教育委員会と事務レベルによる意見交換を行ったところでございまして、今後も、引き続き、県の動向等を注視してまいりたいと存じます。

## ◎質問 ②

先日朝日新聞で川崎図書館が「個性輝く社史1万7千冊」という記事として大きくとりあげられました。その中には「図書館は18年度をめぐりに移転する」と書いてありました。報道の信憑性について伺います。

## ◎答 弁

これまでの県議会における答弁の内容等から、現在のところ、平成29年度末までに移転されるものと認識しているところでございます。

## ◎質問 ③

先程の答弁で県有施設の現状について伺いました。県立技術訓練校、県立川崎南部などすでに廃校となっています。県民税を支払っている納税者としての個人感情からすれば不公平感はありません。そこで市長に伺います。県立川崎図書館の社史蔵書1万7千冊、特許関連資料は全国に誇れる宝ともいえます。川崎にあるからこそ意義を発揮してきました。神奈川県に対して県立川崎図書館のあり方を質すべきと考えます。市長の考え方を伺います。

## ◎答 弁（市長）

県立川崎図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富であり、特に社史については、多くの方が閲覧に訪れるなど高い評価を得ているものと認識しているところでございます。

これまで、県立川崎図書館が持つ産業情報機能について、県による市内での機能存続について要望し、現在「かながわサイエンスパーク」への機能移転に向けた取組が進められているものと伺っておりますので、引き続き、県の動向を見守ってまいります。

## ■ 一般質問 共産党 大庭議員（7月6日） ■

### ◆ 下小田中小学校校舎等の増築について

## ◎質問 ①

・児童数が増加する下小田中小学校の校舎に、増製の設計予算が2015年度計上された3月議会で、増築にあわせて老朽化で挟み体育館等の改築をすべきと求めてきました。その時に、教育長からは「検討を進める」との答弁があって、6月のはじめ、教育委員会から体育館とプールを解体し、増築校舎・体育館・屋上にプールを合築整備することが決ったとの報告を受けました。地域のみなさんの長年の要望が実現することになり本当に良かったです。

そこで増築等にかかわって、いくつかお伺いします。

・整備スケジュールは、2015・2016年度が設計、2017・2018年度増築工事、2019年度校庭整備工事の計画です。校舎、校庭、わくわくプラザなど施設配置についての考え方を伺います。

・児童数の推計が2020年度には1070人、現在より3学級増加する見込みとなっています。増築計画では、学級数をどのくらい確保するのか、将来的に数室の活用をどうしていくのか考え方について伺います。

・7回の増築を繰り返し替えてきた校舎ですが、現在の給食室について、狭い敷地を利用し整備がされています。児童数の増加を考えれば、現在の給食室も増築校舎に移設することも検討が必要ではないでしょうか、伺います。

### ◎答 弁

はじめに、施設配置につきましては、既存の体育館、プール等の場所に増築校舎、体育館及びプールを一体的に整備し、完成後は、東側校舎2棟を撤去することにより、現状とほぼ同程度の校庭面積を確保するとともに、わくわくプラザの配置場所等につきましても、関係局と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、増築により整備する教室数につきましては、増築校舎で1学年分の普通教室を整備し、学級数の増加に対応してまいります。また、将来的な教室の活用につきましては、教室間に可動間仕切りを設置するなど、教育方法の変化や、今後の児童数の増減にも柔軟に対応できるように検討してまいりたいと考えております。

また、給食室につきましても、老朽化、狭隘化の状況を考慮し、施設整備を検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、増築校舎等の詳細な内容につきましては、今後実施する基本設計の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

### ◎質 問 ②

- ・ 工事中は体育館・校庭の使用ができなくなります。代替地の考え方について伺います。
- ・ 校舎A棟は既存校舎を利用することになりますが、老朽化したA棟校舎の改修も必要です。特に子ども達の使うトイレは、暗く臭いもきつく、洋式トイレがありません。増築の機会に、トイレの改修をすみやかに進めるべきです。また、太陽光パネルの設置について伺います。

### ◎答 弁

はじめに、体育館、校庭につきましては、工事により体育館は全面的に、また、校庭につきましては一部が使用できなくなることが想定されますので、今後、近隣の学校施設を使用するなどの調整を進めてまいります。

次に、既存校舎の改修につきましては、工事の輻輳による学校への影響を考慮し、増築校舎の整備後に、学校施設長期保全計画に基づく再生整備に着手し、この中で、未改修のトイレについても改修してまいりたいと考えております。

次に、太陽光パネルの設置につきましては、増築校舎は屋上へのプールの設置を計画しているため、太陽光パネルの設置スペースの確保は困難でございますが、今後実施する再生整備の中で、既存校舎への設置を検討してまいりたいと考えております。

### ◎質 問 ③

・ 次に西中原中学校校舎について伺います。川崎市内で一番生徒数の多い西長原中学校では、改修を行い、広く明るい校舎になりました。西中原中学校は2棟に分かれており、1棟にはエレベーターが設置され、上り下りもスムーズですが、2棟にはエレベーターがありません。

・ そのため怪我を負った生徒やハンディーのある生能に上り下りに大変な労力がかかります。また、2016年度の中学校給食実施に向け、給食センターで運ばれてきた食缶を配膳室に運び、さらにそこから各教室に生徒が持ち運ぶこととなります。2棟には、体力が2・3年生よりも低い1年生12クラスが配置され、3階まで持ち運ぶことは容易でないことが考えられます。生徒数が1400人を上回る学校で、安全を確保し、昼食時間が今でも短いといわれていることから、効率よく食缶を運べるように、エレベーターの設置が必要です。見解を伺います。

### ◎答 弁



西中原中学校につきましては、平成21年度から大規模改修工事を実施し、エレベータを整備したところでございます。エレベータを整備した北側校舎については、改築を実施し、南側校舎については、耐震補強及び内外装の改修工事を実施したところでございます。

エレベータにつきましては、改築や大規模改修時などにおいて整備するとともに、「エレベータ等整備事業」により既存校舎への整備を図ってきたところでございます。

今後も、エレベータを必要とする児童生徒の障害の状況や進級の状況等を勘案しながら、エレベータ未設置校に順次エレベータの整備を進めるとともに、学校施設長期保全計画に基づき、教育環境の質的改善を図ってまいります。

なお、中学校完全給食の実施に伴う校内の運搬・配膳方法につきましては、学校及び今後選定される給食センター事業者との協議調整等を踏まえ、実施までの間に検討を進めてまいります。

## ■ 一般質問 自民党 矢沢議員（7月7日） ■

### ◆ 橋樹官衙遺跡群について

#### ◎質問 ①

次に、橋樹官衙遺跡群について伺います。橋樹郡衙跡・影向寺遺跡が、橋樹官衙遺跡群として、今年3月に国史跡指定を受けました。川崎市初の国史跡の誕生ということもあり、その意義は非常に大きく、誕生にあたり、ご尽力をされた多くの関係者の皆様には、深い敬意と尊敬の意を述べさせていただきます。

市長のコメントにおいても、本市の貴重な宝として50年、100年を見据えた整備を行い、積極的な活用を図ると共に、全国にその魅力を発信していくことを述べておりますが、現状の具体的な取り組み内容について教育長に伺います。

#### ◎答弁

橋樹官衙遺跡群につきましては、本市初の国史跡に指定されましたことを記念して、今年度1年間をとおして、国史跡指定記念事業を展開してまいります。具体的には、橋樹郡衙跡や影向寺を中心としながら、周辺の神社仏閣や史跡なども歩いてまわる史跡めぐりやスタンプラリーなどのイベントのほか、橋樹官衙遺跡群の歴史的価値を広く発信するためのシンポジウムなどを開催する予定でございます。

また、次世代を担う子どもたちに橋樹官衙遺跡群の歴史的価値や魅力を伝えるため、学校への出前授業や教職員への研修などを実施しているところでございます。

次年度以降につきましては、新たに高津区蟹ヶ谷古墳群・西福寺古墳、宮前区馬絹古墳などの広域に及び重要な古墳なども巡って、古墳時代から橋樹官衙遺跡群にみられる古代律令国家の成立にいたるダイナミックな歴史の変化を実感していただけるようなバスツアーなども検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ②

ありがとうございます。川崎市内もそうですが、地域にお住まいの方々においても、PRが行き届いていないのが現状かと思えます。是非とも地元で活動されている皆様と協同しながら、より多くの市民の皆様はその重要性や歴史的価値を知っていただけるよう注力いただきたいと思います。その対応を伺います。

**◎答 弁**

教育委員会といたしましては、史跡めぐりや講座など、橘樹官衙遺跡群の歴史的価値を伝える事業を継続して取り組むとともに、市民ミュージアムと連携して、市民の皆様には橘樹官衙遺跡群の調査研究成果をわかりやすくお伝えできるような展示や講演会などの開催も検討してまいります。

また、高津区役所や宮前区役所とは、既に史跡めぐりや国史跡指定イベントなどにおいて協力して広報や事業を実施してまいりましたので、今後も引き続き連携していくほか、関係局とも情報の共有を図り、市政だより・ホームページ・チラシなどの様々な媒体を活用しながら、橘樹官衙遺跡群の歴史的価値や魅力を発信し、多くの市民の皆様にはふるさと川崎への愛着を深めていただけるよう、努めてまいりたいと存じます。

**◎質 問 ③**

ありがとうございます。今回の国史跡にあたり、文化財保護法の規定により、指定された史跡の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、国から補助がでるかと思えます。具体的にこういった部分でどの程度の補助が出るのか、そして国史跡指定にあたり、どのようにその補助を活用していく計画なのかを伺います。

**◎答 弁**

国史跡に指定されましたことで、史跡の土地の買い上げ等に要する経費の8割、史跡の保存整備及び活用事業経費の5割が国から補助されることとなります。

今年度は、平成25年度に本市土地開発公社で先行取得いたしました土地を、国の補助を受けて、再取得する予定でございます。

また、次年度以降は、橘樹官衙遺跡群の将来的な保存活用に向けた基本計画や、橘樹郡衙跡や影向寺遺跡などの整備計画を、国の補助を受けて策定してまいります。

策定にあたりましては、考古学・古代史・建築史・造園・都市計画などの学識者から構成される「橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」に御指導をいただくとともに、土地所有者や近隣住民、地元町会・保存会などの関係者・関係団体の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御意見や御要望をお伺いしながら検討してまいりたいと存じます。

**■ 一般質問 公明党 山田（晴）議員（7月7日） ■**

**◆ 人権かわさきイニシアチブについて**

**◎質 問**

・次に、学校教育における性的マイノリティについて、教育長に伺います。

わが党はこれまでも性同一性障害等で悩む子どもたちの声について取り上げ、対応を求めてきました。

そこで伺いますが、このほど国は性的マイノリティの子どもたちを支援する文書をまとめ、全国の学校へ通達したとされておりますが、支援内容と今後の対応について伺います。

また、現在の電話相談ですが、平成26年度の子どもの利用件数が4件です。周知を含め相談体制の拡充が必要ですが、取組を伺います。

**◎答 弁**

今年度、文部科学省より通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」の中では、「学校における支援体制」「医療機関との連携」「学校生活の場面での支援」「教育委員会等による支援」について等が示されております。

本市におきましてはこれまでも、教職員やスクールカウンセラー、教育委員会が連携してサポートチーム会議を開き、専門医等にも関与していただきながら、個々のケースの対応を行ってまいりました。また、その際、当事者及びその家族の意向や、当事者の発達段階、他の児童生徒との影響等も考慮に入れて、幅広い視点で支援を行っております。

今後の対応につきましては、当事者の子どもたちが安心して相談ができ、学校生活が送れるよう教職員の理解を深めるための研修を充実し、すべての子どもたちが、多様性を認め、相手の立場を想像できるよう、人権尊重教育を通して人権感覚を育てていくことが重要だと考えております。

また、相談体制の拡充に関しましては、子どもたちへ相談窓口の周知を図るとともに、特に、初期相談においては養護教諭へ相談されるケースも多いことから、今後も養護教諭を対象とした研修を一層充実し、子どもたちが安心して相談できる環境を整えてまいりたいと考えております。

#### ◆ 図書カウンター等の拡充について

##### ◎質問①

次に図書館カウンター等の拡充について教育長に伺います。図書館に行きたいけれど仕事が忙しくてなかなか行けない。そんな人たちの要望にこたえて世田谷区では、今年4月から駅周辺の施設に図書館カウンターを開設する取組みを始めております。

本市の図書館カウンターは、宮前区にあるアリーノ1か所です。

- ・そこで宮前区内の図書館利用の実態について伺います。
- ・また、現在は、鷺沼の行政サービスコーナーで返却本のみを受けるサービスを行っていますが取り扱いの実態も伺います。
- ・さらに、明年1月からは、コンビニでの証明書発行が可能になることで行政サービスコーナーの利用が大きく変わることが想定されます。行政サービスコーナーへの図書館カウンター導入を検討すべきですが見解を伺います。

##### ◎答弁

はじめに、宮前区内の図書館の利用状況についてでございますが、平成26年度における宮前図書館の貸出冊数は、約91万9千冊で、分館も含めた市立図書館といたしましては、中原図書館について多い貸出冊数となっております。

アリーノにおきましては、市立図書館資料の予約本の受取や返却を行っておりますが、平成26年度の利用状況につきましては、予約本の受取が約3万冊、返却は約3万2千冊でございました。

次に、鷺沼行政サービスコーナーに設置した返却ポストについてでございますが、この返却ポストは、図書資料の返却率向上等をめざして設置したものでございまして、平成26年度における返却冊数は、約3万1千冊でございました。

次に、行政サービスコーナーへの図書カウンターの設置につきましては、行政サービスコーナーの状況変化等を踏まえ、関係局と協議を図りながら、検討してまいりたいと存じます。

##### ◎質問②

宮前区の場合、市内では中原区に次ぐ多くの方々が図書館を利用されております。そうしたなか交通アクセスの問題や、高齢化等から身近なところで図書利用を望む潜在的な方々からの声をよく耳にします。

今年4月に開設した世田谷区の図書館カウンター二子玉川では、約3週間で図書館の新規登録者が約1,300人に上ったといわれていますし、今後は三軒茶屋にも同様の施設を運用するとのことです。

そこで、本市も鷺沼駅付近の商業施設等を活用し通勤や通学、買い物のついでに立ち寄れる図書カウンターを設置すべきと考えます。見解と取り組みを伺います。

#### ◎答 弁

市立図書館では、インターネットによる図書資料の予約を可能にしたり、図書館施設以外への返却ポストの設置など、図書館サービスの向上に努めてきたところでございます。

図書館施設以外で予約本の受取を可能にするカウンターを設置することは、図書館における利用サービスの向上につながるものと認識しており、商業施設等の活用も手法の一つであると考えておりますので、世田谷区における取組事例も参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

### ■ 一般質問 民主みらい 山田（益）議員（7月7日） ■

#### ◆ 川崎市備蓄計画について

##### ◎質問 ①

避難者と児童生徒の備蓄に混乱が生じないように避難者用の公的備蓄とは別に児童生徒用の備蓄を行うとありますが、この考え方について伺います。備蓄倉庫が整備されている学校での児童生徒用備蓄品の状況について伺います。

##### ◎答 弁

教育委員会では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年6月1日から、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、児童生徒を保護者に引き渡すまで、一時保護することとしており、その際に必要となる物資として、各学校への備蓄物資の整備を進めてまいりました。

この備蓄物資につきましては、児童生徒一時保護用のものであり、学校で行われる防災教育などの教材としても活用しておりますので、地域の避難所に備蓄された非常用物資とは性質が異なるものでございます。

こうしたことから、避難者のための備蓄物資と児童生徒の備蓄物資に混乱が生じないように、備蓄倉庫が整備されている学校におきましても、倉庫内での備蓄場所を分けるなどして、管理しているところでございます。

##### ◎質問 ②

次に、児童生徒用の備蓄物資交付文椽者数の考え方とその人数について伺います。

##### ◎答 弁

児童生徒用の備蓄物資交付対象者は、東日本大震災での経験を踏まえ、市立小学校及び特別支援学校につきましては、保護者が帰宅困難となり、児童生徒の引取りが夜間または翌日になる家庭が3割程度生じてしまうことを想定し、全児童生徒の約3割である2万3千6百人を対象としております。

市立中学校の生徒につきましては、一時保護することを想定し、必要な物資を全生徒の約3割である8千4百人とし、市立高等学校につきましては、公共交通機関を利用して通学する約1,800人を一時保護が必要となると想定し配備しました。

平成26年度に開校した川崎高等学校附属中学校につきましても、生徒が公共交通機関を利用するなど学区が市内全域であることから、新1年生分として120名分ずつを対象として昨年度、及び今年度に配備したところでございます。

### ◎質問 ③

次に、備蓄品目のうちアルファ化米の内容、栄養補助食品の内訳および、その品目は全校一律なのか、違いがあるとすれば、それはどのように決定されているのか伺います。

### ◎答 弁

アルファ化米につきましては、アレルギー特定原材料等に十分に配慮して白米のご飯を備蓄しており、栄養補助食品につきましては、同一種類の栄養補助食品を備蓄しております。備蓄品の内容については、各校種の校長会と協議し、異なる2種類のもので、手軽に食べられ、比較的腹持ちのよいものをそろえたいという意見等を踏まえて決定し、各学校とも一律の内容で配備しているところでございます。

### ◎質問 ④

・次に、平成23年度から整備が進められていますが、賞味期限が1年を切る備蓄食料の補填について、その予算は教育委員会予算の中でどのように実施されるのか(一律管理あるいは学校ごと)伺います。

・その作業はどこが部署が行うのか伺います。

### ◎答 弁

当初、学校に配備した備蓄物資につきましては、教育委員会において一括購入いたしました。備蓄物資のうち、アルファ化米、栄養補助食品、及び飲料水で、賞味期限を迎える前に、学校での避難訓練や防災教育等で活用するものにつきましては、これに伴う備蓄品の補充分は、学校ごとに購入しているところでございます。

### ◎質問 ⑤

次に、児童生徒用備蓄食料品の入れ替え分の活用について伺います。ある保護者の方から、学校予算が厳しいので、児童生徒用の備蓄品についてPTA負担となるとの通知を受けたという相談がありました。本来、本市の予算で行うべきであると考えますが、そのような連絡をしているのか、この扱いは全校一律の扱いなのか伺います。

### ◎答 弁

災害時における学校の安全を確保するためには、学校における備蓄物資を整えると同時に、子どもたちが自ら安全に行動するための安全教育が重要であると認識しております。防災教育の中では、子どもたちが備蓄物資を実際に使用することにより、非常時の生活体験をすることが効果的であることから、各学校に防災教育の実施を依頼し、併せて教材として使用した備蓄物資については、受益者負担の考え方から、一律に保護者の負担となる教材費等をもって補充をお願いしているところでございます。

今後、消費期限を迎える避難者用の備蓄物資を、学校での避難訓練や防災教育で効果的に活用することにより、保護者への負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

#### ◎質問 ⑥

災害に備えるということであれば部門ごとでなく、管理の一元化が重要であると思われます。また、公的備蓄品の補填費用を活用方法によりPTAに求めるべきではないと考えます。平成27年度に小学校への備蓄倉庫設置も一定のめどが立つとのことでした。

児童生徒用の備蓄食品を別途補完する基本的な考え方は十分理解しますが、本市で震度5以上の地震が発生した場合に、在校生は被災者であると考えられるべきではないでしょうか。児童生徒の分も含めた備蓄としすぐに対応できるようにすべきです。

従来の管理手法を一度スクラップし、危機管理の立場から予算と管理の一元化を図るべきと考えますが、砂田副市長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（副市長）

川崎市備蓄計画におきましては、大規模災害発生時に備え、地域住民や帰宅困難者並びに児童・生徒の一時保護のための物資品目、数量など、災害発生初期に必要な物資の備蓄について定めているところでございます。

大地震など大規模災害発生時には、学校で一時保護する児童生徒も被災者であり、地震発生直後から、その対応が求められることから、避難者用の公的備蓄物資と児童生徒の一時保護用の備蓄物資の目標数量、予算、管理方法等、そのあり方について、今後、関係局で考え方を統一し、対応するよう、検討を指示してまいります。

### ■ 一般質問 自民党 松原議員（7月7日） ■

#### ◆ 教師の家庭訪問について

#### ◎質問 ①

学校におきましては、日頃から学校の指導内容や指導方法について保護者に対して理解を求めると共に家庭から様々な情報を得たり、互いの信頼関係を深める為にも家庭訪問は有意義であると考えます。

家庭訪問について文部科学省の指導ではどのように示されているのか伺います。また、それに対する本市の考えを伺います。また、本市に於いては、家庭訪問を実施する、実施しないについての基準のようなものはあるのか伺います。

#### ◎答 弁

家庭訪問につきましては、文部科学省は、特に基準等を定めておらず、指導等を行っていないところでございます。

また、本市におきましても、基準等は特に定めておりませんが、各学校におきましては、家庭訪問や学校での面談等を学校運営計画に設定しており、学校と家庭との情報交換の場として児童生徒理解を図っているところでございます。

#### ◎質問 ②

本市の小学校113校、中学校52校の平成26年度27年度の家庭訪問実施状況について伺います。

**◎答 弁**

平成26年度、27年度ともに、市内小・中学校におきまして、家庭訪問を学校運営計画に位置づけて実施している学校は、小学校113校のうち、45校、約40%、

中学校 52校のうち、44校、約85%

でございます。

また、個別の事情や課題への対応におきまして、学校と家庭とが緊密に連携する必要がある場合は、いずれの学校においても適宜家庭訪問を行っているところでございます。

**◎質 問 ③**

小学校での実施が少ないようですが、その理由について伺います。また、中学校では、8校一が実施しておりません。理由を伺います。

**◎答 弁**

各学校におきましては、校長の権限において教育課程の編成に取り組み、授業時数の確保を第一に、行事や授業参観、保護者面談、家庭訪問等の実施について、総合的に調整し、計画を立てているところでございます。

その中で、家庭訪問よりも学校での面談の方が十分な時間を確保して情報共有をすることができるとの考えや、また、保護者の意向が家庭訪問よりも面談を望む声が多いことから、実施していない学校がございます。

そのようなことから、実施していない学校におきましては、年度初めに面談を実施するなど、家庭訪問に代わる面談等の機会を増やし、児童生徒理解を進めているところでございます。また、担任が地域めぐりを行い、通学路とご自宅の所在場所を把握する取組なども行われております。

**◎質 問 ④**

区によって実施しているあるいはしていないについて、偏っていないのか伺います。また、一時間、場所、家庭訪問を行うにあたり、時期、内容等について伺います。

**◎答 弁**

家庭訪問の実施状況につきましては、特に区によつての偏りはございません。

次に、家庭訪問の内容につきましては、学校の実態に応じて工夫しながらすすめているところでございますが、多くの学校で、4月から6月頃を中心に放課後の時間を利用して、一家庭10分程度で行われております。児童生徒の学校生活の様子や家庭での様子について情報交換を行い、児童生徒の状況把握に努めているところでございます。

**◎質 問 ⑤**

過去の家庭訪問の実施状況についてもお聞きしたいと思います。例えば40年前、20年前、10年前の状況はどのようであったのか伺います。途中、特に大きな変化等は無かったのか伺います。

**◎答 弁**

40年前、20年前の実施状況についての記録はございませんが、10年ほど前より、教科の標準授業時数が増加し、授業時間数の確保が課題となったことにより、学校行事の精選、教育課程の見直しが行われ、学校運営計画に位置づけた家庭訪問の実施の見直しも行われたところもでございます。

### ◎質問 ⑥

家庭訪問全校実施についての考えをお聞かせ下さい。

### ◎答 弁

家庭訪問の意義につきましては各学校においても認識されているところでございますが、短時間の家庭訪問よりも時間を確保した個人面談等を重視した学校の考えや、一方、「プライバシーに配慮してほしい」などの理由により、学校を面談会場とした個人面談や三者面談を希望する保護者がみられる状況がございます。

しかしながら、学校が家庭とより一層緊密な連携を図り、児童生徒の理解を深めることは重要でございますので、学校の実情にも配慮しながら、可能な限り家庭訪問の実施を検討するよう、小・中学校と協議してまいりたいと存じます。

### ◎質問 ⑦

家庭訪問についてこれまで教職員組合との特段話し合いや協議はなどが行われた事はなかったのか伺います。

### ◎答 弁

これまで、家庭訪問について、職員団体と特段話し合いや協議が行われたことは、ございません。

### ◎質問 ⑧

渡辺教育長は教員の経験がございしますが、教育現場におられた時の家庭訪問の状況並びに率直な感想をお聞かせ下さい。

### ◎答 弁

家庭訪問をした際には、ご家族がかわいがっている犬を見せていただいたり、部屋に飾られたご家族の写真を拝見するなどの機会もございました。こうしたことから話題も広がり、日頃の学校生活で見られない児童の一面がみられ、うれしく感じたことを覚えております。

また、児童が同席した場合には、児童と保護者との普段の関わりの様子や、ご家庭の雰囲気などを伺い知ることができ、児童や保護者との関わりが深まるきっかけになりました。

一方で、家庭訪問のために、保護者の方にお忙しい中時間をつくっていただき、大変心苦しい思いをしたことも記憶に残っております。

## ◆ 教育委員会事務局が教育局になることについて

### ◎質問 ①

教育委員会事務局が教育局になることについて、伺います。平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、教育委員会制度が改革されました。教育長と教育委員長を統合した、新「教育長」の創設や首長が主宰する「総合教育会議」が柱となり首長の権限を強化、首長と新教育長の責任を明確化し、いじめ等の緊急事態の発生時にも的確に対応できるようになりました。

これら新制度に伴い教育長の業務内容は多忙を極めると考えますが、現在の組織運営体制のままで問題は無いのか伺います。



**◎答 弁**

現行制度において教育長は、教育委員と教育長の身分を併せ持ち、その業務内容は多岐に渡り、教育課題は山積しており、また、教育に関わる市民の関心も高く、その果たす責任は非常に重いものと受け止めているところでございます。

さらに、新制度での教育長は、教育委員長と教育長を一本化した新たな特別職となり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。

新教育長は教育行政に大きな権限と責任を有するため、組織運営体制のあり方について検討をすすめる必要があるものと考えております。

**◎質 問 ②**

他の政令市の状況を見ると17政令市では教育次長または副教育長を置き教育長の負担軽減を図っております。本市にはそのような職員が配置されておりませんが、名称はともかく、今後は教育長を補佐する次長または副教育長を置くべきと考えますが見解を伺います。

**◎答 弁**

平成27年度におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条の「旧教育長に関する経過措置」の規定を適用し、新教育長の任命はございませんが、新教育長への移行に向けましては、事務事業が円滑に執行できる組織体制のあり方について、検討をすすめてまいります。

**◎質 問 ③**

平成21年第1回定例会に於いて議員提出議案として、川崎市議会議会局設置条例が原案の通り可決されました。これは議会の事務局について議会局とし、補佐機能の充実強化をはかるための条例制定でありました。教育委員会事務局を教育局にすることについての考えを伺います。

**◎答 弁**

教育委員会制度の改革に伴う、新教育長の補佐機能の充実強化につきましては、その権限や職務の拡充を踏まえ、円滑に教育行政を執行できる組織体制に向けて、その名称も含め、検討をすすめてまいります。

**◎質 問 ④**

平成27年度に於いて本市では「旧教育長に関する経過措置」の規定を適用し新教育長の任命はないとのことですが、新教育長への移行が円滑に行われる為にも教育長を補佐する職を設置すべきと考えますが見解を教育長に伺います。また、職員配置、組織整備計画に対する総務局の考えを伺います。

**◎答 弁**

教育委員会事務局の執行体制の強化は課題でございますので、新教育長への移行に向けまして、事務事業が円滑に執行できる組織体制のあり方について、検討をすすめてまいります。

**◎質 問 ⑤**

新教育制度の効果を十分に発揮するため今後の職員配置、組織整備についての考えを市長に伺います。

**◎答 弁 (市長)**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の内部組織は、教育委員会規則で定めると規定されております。

しかしながら、その組織を定めるにあたっては、地方自治法において、地方自治体の他の部局との均衡を保つ必要があり、また、組織等に関する市長の総合調整権が規定されております。

今後、教育行政と一般行政との連携を図りながら、本市教育行政が円滑に遂行できるよう教育委員会と十分に協議を行ってまいります。

**◎質 問 ⑥**

(仮称)教育局長を置き、従来全ての教育長の事務であったものの内、教育局長が専決出来る事項を定めることにより、教育長の事務負担軽減を図り教育施策を充実させる環境を作るという手法について市長に見解を伺います。

**◎答 弁 (市長)**

市全体の調和のとれた適正な事務の管理執行が行われるよう総合調整権を発揮し、その手法も含めて、教育委員会と十分に協議を行ってまいります。

**■ 一般質問 公明党 後藤議員 (7月7日) ■**

**◆ 中学校給食について (東橘中の自校方式の取り組み)**

**◎質 問**

運営体制、配膳準備、小中学生の給食開始時間など具体的に伺います。またランチルームが計画されていますが、その利用方法についてお答えください。併せてアレルギー対策はどうするのか明らかにしてください。

また児童、生徒の準備、後片付けにこれまで以上の時間が必要となりますが、給食時間の考え方について伺います。

**◎答 弁**

はじめに、平成28年1月からの東橘中学校における試行実施に係る運営体制についてでございますが、子母口小学校との合築校舎内に設置する給食調理場におきましては、調理業務委託により、小中合わせて約2千食分の給食を調理してまいります。試行実施におきましては、提供食数に応じた正規従業員の配置、経験年数等を考慮した適切な人員体制のもと、安全・安心かつ安定的に給食を提供してまいります。

次に、合築校舎内の運搬・配膳方法についてでございますが、安全かつ円滑に準備・配膳が行われるよう、実施までの間に検討してまいります。

次に、ランチルームの活用についてでございますが、合築校舎内のランチルームは、300人の児童生徒が着席できる広さを確保しており、食を通じた異学年交流のほか、学年集会や、地域の行事や会議、イベント等にも活用できるため、久末小学校も含め、様々な交流の生まれる場になると考えております。

次に、食物アレルギーを有する生徒への対応についてでございますが、現在、東橘中学校におきましては、食物アレルギーの調査を行っているところでございます。

中学校給食におきましては、「アレルギー物質を含む食品に関する表示」が義務づけられている、特定原材料7品目の除去等を行うこととしており、希望する保護者に対しては、医師により指示等が記載された「学校生活管理指導表」に基づき、アレルギー対応の校内検討組織が面談を行い、その対応を決定していく予定でございます。

次に、準備・喫食・片付けを含めた給食時間についてでございますが、完全給食実施時におきましては、現在12時20分を給食開始時間とする子母口小学校の時程や、児童・生徒の運搬動線なども考慮した、適切な時間の確保が重要であると考えております。

現在、東橋中学校では12時40分を昼食開始時間とし、昼食時間と昼休み時間を合わせて40分間の設定をしているところでございますが、家庭への負担や部活動の時間の確保等にも配慮しながら、適切な時間の確保が図られるよう、時程の繰上げや繰下げ等の可能性も含め、検討を進めているところでございます。

東橋中学校における試行実施は、本市における中学校完全給食実施の第一歩となるものでございますので、より円滑な全校本格実施に資するよう、様々な課題につきまして、引き続き検討を進めてまいります。

## ■ 一般質問 共産党 石田議員（7月7日） ■

### ◆ 公立学校の学習環境改善について

#### ◎質問 ①

はじめに、学校における印刷機とコピー機の増設についてです。学校では、どの子にも分かりやすい授業をめざしてプリントを用意したり、自然教室等行事のしおりを作成しますが、特に印刷機、コピー機などが1台ずつしかない学校では、印刷機を使うのに順番待ちをしている状況が多く、学校で見られるとの事です。児童数が多いので、全クラス分印刷しようとする時間がかかり、順番待ちをしている職員を気にしながら印刷している事が多々あるとのことです。印刷機1台をしおり作成などで占領してしまうと、他の学年や職員会議資料などの印刷が出来ずたなければならぬという事もあるとのことです。印刷機がせめて2台あれば時間が半分ですむだけでなく、印刷したい時に出来るというストレスも軽減され、多忙化が進む教職員の事務的な時間の軽減につながり、その分子どもたちの指導や授業の準備にあてる事が出来ます。

高津区内の小中学校20校の、印刷機、コピー機の台数を調査した所、印刷機が1台の学校が4校、コピー機が1台の学校は11校もあり、驚きました。

中には、児童生徒1,044人、33学級の東高津小学校は印刷機とコピー機が1台ずつ。児童生徒564人、21学級の坂戸小学校もそれぞれ1台ずつ。983名31学級の橋中学校もそれぞれ1台ずつという状況です。

- ・全市の小中学校で印刷機とコピー機が1台しかない学校数を伺います。
- ・印刷機及びコピー機が1台の学校について早急に2台は設置すべきと考えますが伺います。

#### ◎答弁

印刷機と複写機ともに1台ずつ設置されている学校は、小学校14校、中学校5校でございます。

印刷機につきましては、これまでも学校に配当している学校運営費予算の範囲で、実情に応じて各学校で計画的に購入しており、2台程度設置されておりますが、引き続き学校の判断におきまして、対応していただきたいと考えております。

また、複写機につきましては、基本的には全庁で一括して導入しており、複写品調達業者との協定により設置しております。各学校1台の設置が基本でございますが、教職員数が多く使用頻度も高い学校や、通級指導教室がある学校、特別支援学校につきましては、これまでも複数設置しておりますので、今後も状況に応じて関係局と協議を行ってまいります。

## ◎質問 ②

先にあげた学校はいずれも4年前と比較すると児童生徒が増えています。東高津小学校は93人、表戸小学校は41人、橋中学校は40人の増加です。

印刷機は学校に担当している学校運営費予算の範囲で学校の判断で購入しているとの事ですが、学校運営費は、児童生徒増加分が担当されているでしょうか。伺います。なかでも、教材・教具については、児童生徒の増加分が運営費に反映されているのか伺います。

複写機については、教職員が多く、使用頻度が高い学校や、通級指導教室がある学校、特別支援学級については複数配置しているので、今後も状況に応じて関係局と協議していくとの事です。印刷機についても少なくとも1台の学校は状況に応じて複数設置を検討すべきと思いますが伺います。

## ◎答 弁

学校運営費の配当基準といたしましては、消耗教材費や児童生徒用図書費などの消耗品費と印刷製本費につきましては、一定額に児童生徒数等により算出した額を加算して配当しております。また、教材や印刷機などを購入するための備品購入費につきましては、一定額と学級数を配当の基準としております。

学校運営費につきましては、年度当初の学校財務説明会におきまして、配当基準とその内容を示し、学校毎の配当額を通知しておりますが、各校の教育理念や教育方針に基づき、各学校の個性や状況等に応じた学校運営を行えるよう、予算の範囲で調整を行う制度を設けておりますので、印刷機につきましても、引き続き配当予算の範囲で、実情に応じて計画的に購入していただきたいと考えております。

## ◎質問 ③

次に学校のトイレについてです。

西高津中学校の保護者の方から、トイレの悪臭がひどいという訴えがあり、先日、西高津中学校含め3校を視察させていただきました。西高津中学校のトイレは水圧が低く排水が悪くてすぐに詰まるとの事、配水管も老朽化しこわれる心配もあるとの事でした。特に1階のトイレは窓がなく換気が悪いので悪臭がひどいとの事です。1階トイレの下が地下の体育館の天井に当たるとの事で、体育館の床に水漏れがあったと聞き、これは早急の改善が必要と思いました。

学校トイレ快適化事業が平成20年度から始まり、平成26年度末までに79校、250カ所のトイレ改善が行なわれました。今年度快適化を実施する7つの学校は決まっていますが、2016年度の学校は未定との事です。西高津中学校の快適化に向けた早急の取り組みが必要と考えますが見解と対応を伺います。

訪問した高津中学校もウエットトイレで排水が悪くにおいが排水溝から逆流してくるとの事でした。風向きにより廊下に悪臭が充満する事もあるとの事でした。高津中学校の快適化に向けた取り組みについても伺っておきます。まだ全トイレがウエットトイレの学校が何校あるのか伺い

ます。

高津区内の学校教育白書によるとトイレの改修要求が大変多いのに驚きました。悪臭に悩まされている学校がかなり多い。昔の男女一緒だったトイレを区切っただけ。洋式が少なく低学年の児童は和式を使えない子もいて我慢する子もいる。便座のねじがとれてきてすぐに便座がずれてしまう等、早急に改修を求めるもので悲鳴が蜀こえるようです。トイレ快適化は平成25年度から毎年度7枝ずつですが、各年度の対象学校を抜本的に増やすべきですが伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、湿式のトイレについてでございますが、平成26年度末現在、全トイレが湿式の小中学校は47校でございます。

次に、西高津中学校及び高津中学校のトイレについてでございますが、学校トイレ快適化事業に対する学校の意向や、学校施設長期保全計画の状況を勘案し、便器の洋式化や床のドライ化などに取り組んでまいります。

次に、トイレの快適化の対象校数についてでございますが、トイレの快適化は児童生徒の要望が高く、かつ、重要な課題であると認識しておりますので、トイレ快適化事業での改修を行うとともに、学校施設長期保全計画に基づき、全ての学校のトイレの快適化に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎質 問 ④

トイレ快適化は重要な課題と認識しているため、快適化事業での改修を行なうとともに、学校施設長期保全計画に基づき、全ての学校のトイレの快適化に取り組んでいきたいとのことです。是非、その方向でお願いしたいと思っておりますが、問題は可能な限り早く進める事が必要です。

快適化事業は、学校内の1系列のみの便器の洋式化と床のドライ化をする事業です。全部のトイレが湿式、ウェットトイレの学校が現在47校あるもとの、快適化事業が各年度7校のテンポで、その中で長期保全計画の改修に当たる学校があったとしても、何年かかるか分からない状況です。やはり快適化事業の対象校数の引上げが必要と思っておりますが再度伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、学校トイレの快適化につきましては、学校は子どもたちの生活の場であり、その環境が心身に与える影響は大きく、健康の保持・増進や学習効果の向上に、健康的で快適な教育環境の確保が大変重要であることから、学校トイレ快適化の可能な限りの早期実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校施設長期保全計画における現時点での未着手校につきましては、

Bグループは、校舎32校、体育館81校

Cグループは、校舎90校、体育館38校

でございます。

また、B、Cグループの再生整備は、平成26年度からの第1期取組期間における、概ね10年間の実施を計画しているところでございます。

#### ◎質 問 ⑤

西高津中学校の体育館は地下にあるため、クーラーが設置されており、又スポーツ大会の会場によく使用されているとの事です。しかし、暖房から冷房に切り替える今年5月の時点で運転不能

になったとのこと。地下の体育館で冷房が効かなければ運動する熱気で蒸し風呂のようになり熱中症が大変心配です。健康の為にクーラーの修理を早急に行なうべきと考えますが伺います。

地下の体育館は他にも本市にあるのか伺います。

**◎答 弁**

はじめに、西高津中学校の体育館の空調設備についてでございますが、学校からの営繕の申請に基づき、現在、工事を実施しているところでございます。

次に、地階に設置されている体育館の有無についてでございますが、西高津中学校のみでございます。

**■ 一般質問 自民党 廣田議員（7月7日） ■**

**◆ 学校給食について**

**◎質 問 ①**

初めに、小学校における給食費の現状について費用の設定及び徴収方法について、また、未納者の対応について伺います。

**◎答 弁**

はじめに、小学校における給食費の額についてでございますが、国の「学校給食摂取基準」に基づくエネルギーや各栄養素の必要量に応じ、

低学年は、月額3,650円

中学年は、月額3,850円

高学年は、月額4,050円

と、設定しております。

次に、給食費の徴収方法についてでございますが、各学校において、学校が指定する金融機関に開設された保護者の口座から、毎月、PTA会費等の徴収金と併せて、口座引き落としの方法により集金し、学校ごとに取りまとめて、給食用食材の調達を行っております、公益財団法人川崎市学校給食会へ送金しております。

次に、未納者への対応についてでございますが、保護者口座から残高不足などで、引き落としができなかった場合には、学校から保護者に対して、残高不足の連絡を行い、口座への入金を促しております。

また、未納となっている保護者に対しましては、学校と学校給食会が連携して、連名文書による督促や、家庭訪問を行いながら、未収金の回収に努めているところでございます。

給食費の未納は、「学校給食制度の公平を損なうもの」と考えておりますので、給食費が未納となっている保護者に対しましては、給食費の意義・役割を、十分に認識いただくとともに、経済的に支払が困難な場合には、「生活保護制度」や「就学援助制度」等の説明を丁寧に行い、これらの制度の活用をお勧めするなど、引き続き、未収金の早期回収に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

**◎質 問 ②**

次に、中学校完全給食について費用の設定、および徴収方法についての考えを伺います。

### ◎答 弁

はじめに、中学校完全給食における給食費の額についてでございますが、平成28年1月から試行実施を行う、東橋中学校の給食費につきましては、本市の特別支援学校中学部と同額の、290円を1食単価のベースとし、各学年の年間給食回数の基準に応じ、1、2年生につきましては月額4,110円、3年生につきましては月額3,740円を、暫定的に試行額とする予定でございます。

次に、中学校完全給食における給食費の徴収方法についてでございますが、保護者からの集金につきましては、基本的には小学校と同様に、口座引き落としの方法により行う予定でございます。

また、各学校からの送金につきましては、現在のミルク給食では、公益財団法人神奈川県学校給食会に対し、行っておりますが、完全給食の実施の際には、牛乳代も含め、公益財団法人川崎市学校給食会に対し、一括して行う予定でございます。

なお、食数の管理、集金・送金などの、給食費に係る事務につきましては、教職員が生徒と向き合う時間の確保が図られるよう、その効率化等に向け、引き続き検討してまいります。

### ◎質 問 ③

はるひ野・東橋・中野島・犬蔵各中学校の完全給食に向けた進捗状況、また、課題について伺います。

### ◎答 弁

はじめに、はるひ野中学校等における完全給食実施に向けた進捗状況についてでございますが、平成29年1月からの完全給食の本格実施に向け、今年度より、小中合築校方式のはるひ野中学校におきましては、給食室等の改修に係る実施設計に着手し、自校方式の中野島中学校及び犬蔵中学校におきましては、給食室増築に係る基本設計に着手したところでございます。

また、小中合築校方式の東橋中学校におきましては、平成28年1月からの、完全給食の試行実施に向けた取組を進めているところでございます。

完全給食の実施に向けましては、給食費の徴収、食物アレルギーを有する生徒への対応、給食指導・給食管理等の在り方、給食時間の設定、校内における配膳・運搬の方法などの課題がございますので、学校現場等の意見も聞きながら、引き続き検討を進めてまいります。

### ◎質 問 ④

現在、中学校の昼食時間は40分と伺っておりますが完全給食が実施された時の給食時間の確保についての見解を伺います。

### ◎答 弁

中学校における給食時間につきましては、昼食時間と昼休み時間を合わせて、現在、多くの学校において、40分から45分間の設定をしているところでございます。

中学校完全給食の実施に際しましては、配膳等の準備や後片付けの時間も考慮した、適切な給食時間の確保が重要でございますので、教育委員会と学校が連携を図りながら、引き続き検討を進めてまいります。

### ◎質 問 ⑤

中学校給食における食材の調達方法について伺います。

## ◎答 弁

本市の小学校及び特別支援学校の児童・生徒 約7万7千食分の食材を安定供給している、公益財団法人川崎市学校給食会を活用し、引き続き、安全・安心で良質な食材を確保してまいります。

## ■ 一般質問 自民党 青木議員（7月8日） ■

### ◆ 橋樹官衙遺跡群について

#### ◎質 問

さて、橋樹官衙遺跡群の取り組み状況については、矢沢孝雄議員の質問で一定程度理解しましたが、1点気がかりな事があります。それは、この国史跡指定をされた官衙遺跡群が、高津区と宮前区に股がり、町内会も千年町会と野川町会とに股がっていることです。

元々は、一つの村であったわけで、近年に入り、村が分断されることは、よくある事ですが、国史跡を受けて、今度の取り組みは、「連携」が大変重要なキーワードとなると考えます。今までどのように連携を計ってきたいのか、また今度どのように連携をしていくのか、さらに、連携をする際にどのようなことが障壁となるのか、高津区長、宮前区長、さらにそれを官衙遺跡群の取り組みにとしてどのようにまとめて行くのか教育長に伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会では、これまでの高津区役所・宮前区役所との連携の成果を活かしながら、来年度以降、学識者で構成される「橋樹官衙遺跡群調査整備委員会」にご指導をいただき、保存活用の基本計画や整備計画の策定を進めてまいります。策定にあたりましては、高津区役所・宮前区役所と情報共有・連携を図りながら、両区にわたる土地所有者・近隣住民・地元町会・保存会などの関係者・関係団体の皆様の御意見や御要望をお伺いする場を設けてまいりたいと考えております。

平成26年3月に策定いたしました「川崎市文化財保護活用計画」では、「文化財が人をつなぎ、地域をまもり育むまちづくり」を基本理念に、市民全体で川崎の文化財を支えていくことを主眼にしており、市民との協働や関係局区との連携は重要な要素として位置づけておりますので、国史跡である橋樹官衙遺跡群が、市民の皆様にとって本市への愛着や誇りとなるよう、今後とも地域と一体となった取組を進めてまいりたいと存じます。

### ◆ 教員ならびに職員の離職について

#### ◎質 問 ①

新規採用教員のうち、3年以内での離職者数と離職率、及び、離職した理由について伺います。そのうち採用から1年以内での離職数、及び、離職した理由についても伺います。

#### ◎答 弁

平成24年度から平成26年度までの3年間に新規採用された教諭及び養護教諭の合計は820人で、このうち3年以内に退職した者は合計35人、採用者数に対する退職者の割合は4.3%でございます。

主な退職理由といたしましては、他都市での教員志望、他業種への転職、結婚に伴う退職、体調不良に伴う退職となっております。

また、採用1年以内で退職した者は、平成24年度は



5人、平成25年度は3人、平成26年度は8人となっており、主な退職理由は、体調不良に伴う退職、他業種への転職、他都市での教員志望となっております。

### ◎質問 ②

・教員の離職率について、一般的な就労者の離職率との比較における教育委員会としての認識を伺います。

・また、就職後、早期に離職される教員がいることを教育委員会としてどのように捉えているのか伺います。

### ◎答 弁

厚生労働省が平成26年11月に発表した「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」によりますと、発表されている最新のデータである平成23年3月に大学を新規に卒業した方の3年目の離職率は32.4%となっております。この数値は、本市教員の退職者の割合とは単純に比較できるものではありませんが、本市教員の割合のほうが低い数値を示しております。

しかしながら、教員におきましても志半ばにして職を辞する方も毎年少なからずいるものと考えられますので、初任者の定着率を高めて離職者を減らしていく取組は、安定的な学校運営を行う上では大変重要なことであると考えております。

### ◎質問 ③

教員においても、新規採用から間もなく退職する事例があることが分かりました。その上で伺いますが、新任の教員が不安を感じる新1年生のクラス担任を持つような事例があるのか、また、新規採用教員のサポートは学校現場や委員会全体としてどのように行われているのか、伺います。

### ◎答 弁

各学校内における新規採用教員の配置につきましては、学校長の裁量で決定されております。新規採用教員が、学校生活に不慣れな1年生の担任を受け持つケースは、主に過去に臨時的任用教員等を経験するなど、本人に相応の能力・適性が備わっていると学校長が判断した場合でございます。

新規採用教員のサポートにつきましては、学校全体で初任者を支える環境作りに取り組んでおります。なかでも、豊富な知識や経験を有する定年退職後の校長や教員を再任用職員等として採用し、初任者の不安や悩みの相談等に対応できるよう、適切な支援を行っております。

また、教育委員会といたしましては、初任者研修をはじめとする研修制度を充実させるなど、サポート体制を充実・強化し、初任者が本市において能力を発揮し、充実した教員生活を送ることができるよう努めているところでございます。

## ■ 一般質問 共産党 片柳議員（7月8日） ■

### ◆ ブラック企業・ブラックバイトについて

#### ◎質問

「ブラックバイト」とよばれる過酷な労働実態が、学生・高校生にも広がっています。神奈川青年大集会実行委員会のアンケート調査では、「夜10時に退勤のタイムカードを押した後なのに、12時までサービス残業をさせられた」「居酒屋のアルバイトで『商品が売れなかったら水着になれ』

と言われた」などの事例が報告されています。

・厚生労働省はこの間、学生アルバイトでも保障される権利などを端的に知らせるリーフレットを作成し啓発を強めています。このリーフレットを市立高校の全生徒分配布するなどして、働く権利の啓発を徹底するべきです。伺います。

・また、同じ実行委員会のアンケートでは5%あまりの若者が最低賃金以下で働いていたという結果が出ています。あわせて神奈川県を知らせるポスターなども掲示するなどして周知を図るべきです。伺います。

#### ◎答 弁

少子高齢化や産業構造の変化などにより、就業形態も多様化している現代のわが国において、高校生が雇用の在り方や労働問題について理解を深めることは大切であると認識しております。厚生労働省が作成した、大学生等の学生のアルバイトにおけるトラブル防止のためのリーフレットや、神奈川県を知らせるポスターにつきましては、高校生が労働者の権利として知っておくべき内容でもございますので、市立高校においてもこれらを指導に活用したり、校内に掲示するなど、労働者としての権利の啓発に努めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問 公明党 沼沢議員（7月8日） ■

#### ◆ 学校 AED について

##### ◎質 問 ①

以前の質問で施設開放実施校に対して、開放団体も利用できる場所への設置を求めておきましたが、その後の進捗状況を伺います。

設置場所を移動させない主な理由についても伺います。

##### ◎答 弁

はじめに、AEDの設置場所についてでございますが、平成25年10月に、校長会へ学校施設開放での利用に考慮した設置場所の検討について説明をするとともに、平成26年5月に文書を発出し、設置場所の工夫等について依頼したところでございます。

学校施設開放を実施している小学校、中学校、特別支援学校165校中、現時点で、施設開放団体も利用できる場所にAEDを設置している学校は103校でございます、そのうち41校が依頼を踏まえ、見直しを行ったところでございます。

次に、設置場所を据え置いている理由についてでございますが、学校からは、「使用時にきちんと作動するように、悪戯や盗難、破損がないよう、常に目が届くところに置いておきたい」といった紛失や管理面での課題や、「どこからでもインターホンで連絡が取れる職員室に置いておきたい」といった緊急時の対応の課題があげられているところでございます。

##### ◎質 問 ②

生徒の安全は、もちろんですが、開放団体は年齢層も多岐に亘りAED使用の可能性も高くなると予測されます。中学校も含めた未実施校に対する取り組みを伺います。

##### ◎答 弁

学校のAEDは、学校教育活動における児童生徒等の利用を最優先とした上で、学校施設開放の利用者等にも緊急時に使用できるようにすることが原則であると考えております。

しかしながら、突然死の多くは、運動負荷中に発生するリスクがございますので、発生リスクの高い場所からの導線を考慮する必要があるものと考えております。

また、温度や風雨による影響、盗難や管理上の課題もございましたことから、各学校では設置場所について苦慮しておりますが、何よりも人命に関わることでございますので、設置場所の見直しが図られていない各学校の状況を個別に把握し、より適切な設置場所となるよう、引き続き、働きかけをしてまいりたいと存じます。

#### ◆ 書籍等販売方法について

##### ◎質問 ①

はじめに市内施設等で取り扱っている出版物について伺います。

事前の調査によりますと、販売冊数は各局合計約9000冊で、特に市民局、教育委員会がともに4000冊づつの販売となっており、おもに対面販売の占める割合が多いことが分かりました。

郵送販売も行われておりますが、決済方法に問題があると指摘せざるを得ません。

教育長に郵送販売の流れと決済方法を伺います。

##### ◎答 弁

教育委員会におきましては、日本民家園で販売している書籍の場合、郵送を希望される方には、現金書留により書籍代金と送料をお送りいただき、入金を確認のうえ、書籍を発送しております。

また、文化財課で刊行している発掘調査報告書等の書籍につきましては、郵送を希望される方には納付書をお送りし、主要銀行、郵便局等の本市の指定金融機関よりお振込みいただくほか、現金書留により入金を確認のうえ書籍を発送しております。

##### ◎質問 ②

市民の方から要望をいただきました。

「日本民家園のわら細工(猫ツグラ)の作り方の申し込みしたところ、代金400円と送料82円を郵送してくださいとの指示があり、現金書留で送ったところ、封筒代と送料で533円かかってしまった」との内容です。

率直に教育長の見解を伺います。

##### ◎答 弁

御質問の書籍につきましては、日本民家園で活動されている市民団体が作成している「民具のつくり方」シリーズの1つで、御来園が難しい方へのサービスとして、日本民家園の指定管理者が、市民団体の依頼により郵送販売を行っているものでございます。

「民具のつくり方」シリーズにつきましては、市の刊行物ではないため、納付書による取扱いができないことから、送金いただく方法といたしましては、現金書留による方法がとられているところでございます。

購入された方におかれましては、本体価格400円に対し、書籍の送料と現金書留代金の合計額が533円であったため、現金書留による送金は割高であると感じられたのではないかと存じます。

##### ◎質問 ③

他の施設で行っている出版物の決済方法と送付方法も同様とのことですが、現場での出納管理や梱包作業等も職員の手間かと思えます。現場からどのような声が上がっているのか伺います。

**◎答 弁**

現状では、郵送による取扱い件数がさほど多くないことから、現場では大きな負担とはなっておりませんが、送料をご負担いただいていることも認識しておりますので、現金の管理や送金者名の確認を適切に行うとともに、書籍の梱包及び発送作業等を、できる限り迅速に行っているところでございます。

**◎質 問 ④**

県道路公社の回数券払い戻し問題では、887件5148円の返金に45万円、1円の払い戻しに533円かけたことが明らかになりました。

ネットから注文すると送料無料で近くのコンビニで受け取れることを教育長もご存知だと思います。

民家園関係の出版物が、セブンネットに載っています。絶版で現在購入はできませんが、どのような経緯で載せられたのか伺います。

**◎答 弁**

大手コンビニのネット上に掲載されております日本民家園関係の出版物につきましては、市の出版物ではなく、新聞社より出版され流通した書籍でございますので、コンビニ側が判断し自社のネット上に掲載したものとと思われます。

**◎質 問 ⑤**

振り込みもパソコンからできる時代ですが、銀行振り込み決済またはコンビニ・ネット注文が可能になれば、市民の利便性が格段に向上します。取り組みを伺います。

**◎答 弁**

日本民家園における書籍の郵送販売につきましては、注文・送金方法として、銀行振込み決済の導入について検討を行い、利用者の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、書籍の販売量という難しい課題もございますが、コンビニのネット注文による店頭受け取りサービス等の導入につきましても、事業者と協議してまいりたいと存じます。

**■ 一般質問 民主みらい 岩隈議員（7月8日） ■**

**◆ 総合教育会議・教育大綱・教育委員会について**

**◎質 問**

代表質問では、教育大綱における市長の考え、とりわけ中学生殺害事件の検証結果を反映させることを問うたところです。平成26年7月17日付の文科省の通知では、大綱の基本的な考え方として、総合教育会議において協議することとあります。また、本市の要綱では、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図ることが明記されております。

そこで、市長は総合教育会議の中で、中学生殺害事件を教育大綱の中に「新たに追加するもの」として言及されているわけですが、一方で、教育委員会として、今回の中学生殺害事件をどのように捉え、今後の教育大綱の中に意見・提案しようとしているのか、伺います。

**◎答 弁（教育委員長）**

教育委員会といたしましては、本市生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めており、二度

と再びこうした事件が起こることのないよう、学校と教育委員会が一体となり、保護者・地域の皆様、関係機関等と連携を図りながら、再発防止に全力で取り組んでまいります。

そのため、教育委員会といたしましては、今年度から推進しております「かわさき教育プラン」におきましては、この度の事件発生を受けて、再発防止のための取組について盛り込んでいるところでございます。

教育に関する大綱の策定にあたりましては、第1回 総合教育会議において、教育プランを基本とすることが確認されたところでございますので、大綱が策定される際には、事件の再発防止に向けての考えを表明してまいりたいと考えております。

## ■ 一般質問 共産党 佐野議員（7月8日） ■

### ◆ 子どもをとりまく環境の改善について

#### ◎質問 ①

子どもを取り巻く環境改善について、伺います。

それまでも、中一ギャップや中二病という言葉はわかっていたつもりでしたが、今度の事件を通して初めてその問題の侮れない深さを知りました。白分のことを思い出せばいいのですが、私たちのころは、校内暴力の嵐か吹き荒れる時代でしたので、入学した時から荒れているという感じで、そういう分類というものでは考えられませんでした。

私たちの時代とはどう違うのか、今学校で何が起きているのかをまずしっかりと知らなければならぬと思いました。また、自分たちの学校の闇の部分というのは見たくないものですが、自分の学校の光と闇の部分をちゃんと受け止めたいと思いました。

子どもは、可能性の光も破壊や混乱に導く闇の部分を持っているとおもいます。その可能性の光を引き出し、破壊や混乱に導く闇の心をとどめることが出来、本当の自らを求め、他を愛し、世界に貢献できる一人の成熟した大人に成長できるかどうかは、家庭や学校、地域の影響が大きいわけです。子どもたちの未来の鍵を握っていると言っても過言ではないと思えます。

それゆえに、私たちの関わり方しだいで、一人ひとりの子どもたちを闇の世界にも、可能性に満ちた世界にも導いてしまうということに切実さをもっていなければならないと思いました。

たとえば、子どもたちの声に耳を傾けることが大切とされていますが、子どもたちが心をゆがめ、心を閉ざしてしまうような状況を放置しておいて、心の声を聞けと言っても、子どもたちの心には響きません。

たとえば、ある生保受給世帯のお子さんから、入学するときに、制服は買っても、上履きや体操着は誰かのお古でなければ用意できない。クラブ活動には、部費がかかるので入れない。そういう声を聞きました。

その子は今、学校に普通に通っていますが、もし、その生徒が、学校に行きたくないと思っても誰かがとがめることが出来るでしょうか。

そこで教育長に伺います。

市立中学校に入学する際の制服や、カパン、上履き、体操着など購入するための経費について、平均額をお答えください。

#### ◎答 弁

市立中学校52校におきまして、制服、かばん、上履き、体操着、ジャージを購入するための費

用の今年度の平均額は約55,000円でございます。

## ◎質問 ②

中学校区地域教育会議の役割を改めて再評価することについてです。

1980年に川崎市で発生した金属バット両親撲殺事件や野宿生活者殺人事件等が続発しました。これを受けて川崎でも1984(昭和59)年、「川崎の教育推進時業」の一つとして、「川崎の教台を考える市民会議」が開催され、2年間にわたり全市242箇所で、総計4万人が集い、6,500件の意見を集約する市民討議が展開されました。それをきっかけにして発足したのが、地域教育会議です。

地域教育会議を発足当初から関わっているある方は、中一殺害事件を通して、これまでの活動がどうだったのか、自分自身の活動が問われる思いがすると仰っていました。

渾身の歩みをされてきた力々にとって、この現実がどれほどのことだったでしょうか。

私も、保護者として関わる中で、我がこととして受け止められる方々がいることに驚くと同時に、こういう活動を大切にしなければならないと強く感じました。

さて、川崎区の地域教育会議の取り組みに職業体験というのがありますが、特段、教育の専門家でなくても、自らの職業をきっかけとして、子どもたちと接する機会を持つことができます。また、学校と、家庭と塾を行き来する「専業子ども」という状態があることが指摘されています。いきなり、社会に出て行くことによってなじめず、適応できない青年が増えていることも指摘されています。今、大学を卒業しても就職しない育年も増えているということですが、そういう課題に対して、子どものころから職業に触れ、働くことを身近に感じる経験を重ねることが極めて有効だと思います。

私も、地域教育会議の中で知り合った子どもたちと、よく町であったときに挨拶をするようになりました。地域教育会議を通して、そういう点と点を線に繋ぎ、さらに、線と線をつないでいくことで、子どもたちを見守る網の目が作られると感じています。

また、宮前区の菅生中学校区地域教育会議では道親ネットワークと言う取り組みが進められています。「道親とは、子ども達か歩く道々に声をかけてくれる、顔を覚えていてくれるおじいちゃん、おばあちゃん、おっちゃん、おばちゃん、おにいちゃん、おねえちゃんのこと。家や学校で、親や先生や友達に自分を否定されても、自分を肯定してくれる道親がいることで子供たちは救われる。「(あなたを心配してますよ)おはよう元気?」「(あなたがいてくれて助かるよ)ありがとう」というメッセージを発信してくれる道親。道親がいてくれるホーム(=安心していられる場所)があることで、子供たちの自分を肯定する感情(自尊感情)が育ち、心のゆがみがなくなり、いじめや不登校、暴力などがなくなっていくのではないかと。菅生地域では「子供たちをホームレス(安心できる居場所がないこと)にしない!」ために、道親をひとりでも増やすべく、ネットワークを広げていこうという活動を行っています。」とその取り組みを紹介しています。

今改めて、地域教育会議の取り組みを広げていくことか求められていると思いますが、地域教育会議の取り組みに対して、教育長の見解について伺います。また、地域教育会議を通して、事件を繰り返さないための取り組みを地域から発信していくために、地域教育会議を今こそ充実発展させるべきと思いますが、併せて教育長の見解を伺います。

## ◎答 弁

はじめに、地域教育会議の取組についてでございますが、地域教育会議は、発足以来、住民自

らが自分たちの地域の教育を考え、教育力の向上を図る組織として、子ども支援や学校支援、生涯学習の推進、住民同士の顔の見える関係づくりなどの実践を重ねてこられたものと認識しておりますが、何より活動に関わる皆様方が、子ども達の教育環境の改善に熱意を持って取り組んでいただいていることに、心から感謝しているところでございます。

次に、地域教育会議の充実についてでございますが、今回の中学生死亡事件を受け、各地域教育会議では、地域として何ができるのかを話し合い、情報交換を行うなど、今回の事件を重く受け止め、再発防止に向けた取組について、熱心に御検討されていると伺っております。

地域教育会議の長い活動の中で、その担い手が不足しているなどの課題もあると伺っておりますが、子ども達や家庭を取り巻く環境が大きく変化している現代社会において、子ども達の健やかな成長を促すために、地域ぐるみで子ども達の育ちに関わっている地域教育会議の役割は、ますます重要なものになっていくものと認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校と地域教育会議との連携をより深めるとともに、地域教育会議の主体的な活動を支援することにより、地域の教育力の向上に向けた取組を推進してまいりたいと存じます。

### ◎質問 ③

地域教育会議の活動において、先生の関わりが欠かせませんが、心配なのは、先生の過重負担の問題です。中間取りまとめの中で、先生の過剰負担の問題については、報告書では何も触れられていません。

娘さんが教師になりたいという先生から、こんな苦勞させるぐらいなら教師にさせたくないと言われたとき、親として本当に、身につまされました。親の後を継ぎたいという子に対して、心から喜べないどころか、こんな仕事をするなど言わせてしまう状況があったことを知らずに、本当に申し訳ないと思いました。

今回の報告書を見ましたが、一番先生方が望んでいる過重負担解消の問題は一言も触れられていません。あれも重要、これも重要、というが、先生はスーパーマンではありません。生身の人間です。子どもたちの声にこたえるためには、現場の先生方の声に答えることがまず第一歩だと思いました。

教育現場の課題解決のためにも、地域との関わりを強化するためにも、教職員の過重負担の解消は欠かせませんが、教育長としての見解を改めて伺います。

### ◎答 弁

市立学校における教職員が、児童生徒と向き合う時間を確保することは、大変重要なことであると考えております。

教育委員会におきましては、児童生徒の指導支援のために、児童支援コーディネーターの専任化や学校司書の配置をはじめ、スクールカウンセラー、教育活動サポーター、特別支援教育サポーター、理科支援員等の活用を図っております。また、学校法律相談などの専門家による学校運営支援を行っており、このような支援が教職員の負担軽減につながっているものと考えております。

また、学校における事務負担の軽減に向けた取組といたしましては、校務支援システムの導入など、ICTの利活用等による事務の効率化や、各種調査等の見直しによる事務の簡素化などの取組を進めてまいりました。

今後につきましても、教職員の負担軽減のための総合的な支援について、様々な視点から取組を推進してまいりたいと考えております。

#### ◆ 生涯学習拠点確保について

##### ◎質問 ①

川崎区内の生涯学習活動を行うための施設について伺います。  
生涯学習の拠点施設として、川崎区の教育文化会館が位置付けられているわけですが、富士見地区再編整備計画では、市立体育館の改築後、教育文化会館の機能を体育館に移行するというのですが、その際に、現在教育文化会館で活動する団体の皆さんから、これまでのような活動が継続できなくなるのではないかとこの疑問が寄せられました。計画において、現在の活動を継続することが出来るのか、伺います。

##### ◎答 弁

教育文化会館につきましては、川崎区における生涯学習の拠点としており、その整備については、平成23年3月に策定されました富士見周辺地区整備実施計画において、平成30年度以降に行うものとして位置付けられているところでございます。

今後、川崎区における生涯学習の拠点につきましては、総合計画の策定作業と整合を図りながら、課題の整理や生涯学習施設として必要な機能の整理などの検討を進めてまいりたいと考えております。

##### ◎質問 ②

現在の教育文化会館での実績を、事前に資料でいただきました。  
意外に、官公庁や行政、企業・工場関係、学校、教育関係で、5割使われています。  
市民利用は、約3割と言う状況です。  
川崎区で見ますと、市民館図書館分館では、大師と田島がありますが、二つの分館とも、市民利用が約8割から9割弱という利用状況です。  
地域に密着した分館のほうが、市民利用が高いことがわかります。  
市立体育館改築後、すべての機能を移転できないのではないかとと思いますが、だとすれば、それに代わる拠点を整備する必要があると思います。  
かつて、9館槽想が検討されていたときに、川崎区の南澁線支線より横浜よりの小田、浅田、京町地区は、ブランクエリアと位置付けられ、市民館図書館分館の設置を強く求められてきました。小田栄地区では新たなマンションが次々と建設されていますが、この地域に、市民館図書館分館を整備することも必要だと思えます。見解を伺います。また、当面、商店街の空き店舗や商店街振興組合のご協力により、市民活動拠点を設置することを検討すべきと思えますが、見解を伺います。

##### ◎答 弁

本市では、新たな市民館、分館を整備する計画はございませんが、市民の自主的な生涯学習や市民活動を推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を開放することによりまして、市民の皆様の生涯学習環境の確保に努めているところでございます。

商店街の空き店舗の活用につきましては、多様な生涯学習活動が展開できるスペースや、運営体制の確保などの課題がございますが、身近な地域で市民の方々の生涯学習に接する機会や場所



を確保することは、大変重要なことと考えておりますので、出張講座の実施等、身近な地域での生涯学習活動の実現の可能性について検討してまいりたいと存じます。

(3) 新たな総合計画素案に関する全員説明会における代表質疑の答弁について  
(教育委員会関係)

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 疑	民主みらい	岩隈議員	中学校給食におけるPFI事業とそれに伴う中学校の施設整備費	82
	共産党	石田議員	少人数学級の全学年への取組を基本構想の政策の柱にすることに対する見解	82
			学校施設長寿命化の10年計画の前倒しに対する考え	83

■ 代表質疑 民主みらい（7月29日） ■

◆ 中学校給食におけるPFI事業とそれに伴う中学校の施設整備費

◎質 問

中学校給食については、PFI事業とそれに伴う中学校の施設整備費それぞれについて伺います。

◎答 弁（教育委員長）

はじめに、PFI事業として実施する学校給食センター3箇所の整備等に係る事業費についてでございますが、平成29年度から43年度までの間における施設整備費として約132億円、維持管理・運営費として約223億円、合計で約355億円を予定しているところでございます。

年度ごとの内訳でございますが、平成29年度につきましては、施設整備に係る経費として約29億円、維持管理・運営に係る経費として約10億円、合計で約39億円、平成30年度から43年度までにつきましては、毎年、施設整備に係る経費として約7億4千万円、維持管理・運営に係る経費として約15億2千万円、合計で、年度ごとに約22億6千万円を予定しているところでございます。

次に、中学校に係る施設整備費についてでございますが、給食調理を自校方式により行う、中野島中学校及び犬蔵中学校におきましては、今年度は、給食室増築に係る設計費として約350万円、平成28年度から平成38年度までは合計で約7億3千万円、単純年平均で約6千600万円を予定しているところでございます。

また、各中学校の配膳室等に係る施設整備費につきましては、今年度は、19校分の設計費として約3千100万円、15校分の工事費として約2億1千万円を予定しているところでございます。平成28年度以降の設計及び工事に係る施設整備費につきましては、整備内容を各学校とも協議しながら、今後、設計の中で算出してまいります。

■ 代表質疑 共産党（7月29日） ■

◆ 少人数学級の全学年への取組を基本構想の政策の柱にすることに対する見解

◎質 問

全国最悪水準で推移している本市の不登校児童の発生を減らしていく方策として、根底になる教育環境の改善に傾注すべきです。教育委員会が神奈川県に提出した「平成26年度少人数学級設置者研究報告書は、「各学校から少人数学級の実施により、担任の指導や配慮が行き届きやすく、

学習指導及び児童生徒指導の場において、多面的にきめ細かく児童生徒が関わることができたとする報告が多くあげられた」としています。ひとりひとりに行き届いた教育を行なうことの出来る教育環境をしっかりと整備するために少人数学級の全学年への取組を基本構想の政策の柱に掲げるべきですが市長に伺います。

#### ◎答 弁（市長）

未来を担う人材の育成は大変重要であると認識しておりますので、新たな総合計画におきましても、子どもたちの「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸を築けるよう教育施策を進めていきたいと考えております。

現在、きめ細やかな指導を推進するため、小学校1年生及び2年生の全学級において35人学級を実施するとともに、小学校3年生以上におきましては、各学校が実情に応じて、少人数学級、または、少人数指導やチームティーチング等に取り組んでいるところでございます。

今後も、子どもたちの教育環境の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

#### ◆ 学校施設長寿命化の10年計画の前倒しに対する考え

##### ◎質 問

全学校トイレの快適化、老朽化対策、特別教室のエアコン設置、循環プールの設置要望など教育環境の改善は早急に図るべきです。

本市は、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とし、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図る為に長期保全計画を策定し、目標耐用年数を80年に設定し、2014年度から概ね10年間で計画策定時築21年以上の全学校施設の長寿命化の工事を行うとしています。しかし、現状でも早急な改善が必要な学校が多数存在します。子どもの教育環境の改善を早期に進めるべきです。10年計画の前倒しを基本計画の柱に据えるべきと考えますが伺います。

##### ◎答 弁

本計画につきましては、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を併せて実施する、再生整備と予防保全による長寿命化とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることを目的として、平成26年3月に策定し、現在、取組を進めているところでございます。

計画の実施にあたりましては、平成26年度から概ね10年間で第1期取組期間とし、計画策定時において築21年以上の校舎、体育館を持つ学校について、再生整備を実施し、この中で、トイレの快適化や特別教室への空調設備設置などの、質的改善を進めてまいりたいと考えております。再生整備の対象となる学校は、校舎134校、体育館138校でございますが、本計画に基づく施設整備を着実に推進することにより、教育環境の早期の改善に努めてまいります。